

# 官報

号外 昭和三十三年三月二十日

## 第二十八回衆議院會議録 第十八号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和三十三年三月二十日

午後一時開議

第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

内政省設置法案(第二十四回国会内閣提出)及び内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(第二十四回国会内閣提出)撤回の件

日程第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
漁業制度調査会設置法案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号

内政省設置法案外一案撤回の件 日本育英会法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法案(内閣提出)

放送法第三十七条第二項の規定に

基き、国会の承認を求めるの件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

午後一時二十分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

この際暫時休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後二時十五分開議

○議長(益谷秀次君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

内政省設置法案(第二十四回国会内閣提出)及び内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(第二十四回国会内閣提出)撤回の件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から内政省設置法案及び内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を撤回したいとの申し出があります。これを承諾するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、撤回を承諾するに決しました。

日程第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長山下榮二君。

日本育英会法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和三十三年二月二十一日  
内閣総理大臣 岸 信介

日本育英会法の一部を改正する法律案  
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ三に次の一項を加え、同条を第十六条ノ四とする。  
前二項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ第十六条ノ二ニ規定スル特別貸与ニ依ル学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ其ノ貸与金中同条ニ規定スル一般貸与ニ依ル学資ノ貸与ヲ受ケタルモノト仮定シタル場合ニ於ケル貸与金ノ額ニ相当スル額ヲ返還シタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ残額ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十六条ノ二第一項中「前条」を「第十六条」に改め、同条を第十六条ノ三とする。  
第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ依ル学資ノ貸与ハ一般貸与及特別貸与ノ二種トス  
一般貸与ハ特別貸与ニ依ル学資ノ貸与ヲ受ケル者以外ノ優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ修学困難ナルモノニ対シ之ヲ行フモノトス

特別貸与ハ主務大臣ノ定ムル方法ニ依リ特ニ優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ著シク修学困難ナルモノに對シ、その高等学校又は大学への進学を保障する目的をもつて、特別貸与による学資の貸与を行うこととする。同時に、その貸与金の一部を返還を免除することができる規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則  
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由  
特に優秀な学徒であつて、経済的理由により著しく修学困難なものに對し、その高等学校又は大学への進学を保障する目的をもつて、特別貸与による学資の貸与を行うこととする。同時に、その貸与金の一部を返還を免除することができる規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山下榮二君登壇  
報告書は會議録に掲載  
○山下榮二君 たいだいま議題となりました日本育英会法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、特に優秀な素質、能力を有する学徒で経済的理由により著しく修学困難な者に対して、高等学校または大学への進学をあらかじめ保障し、学業に専念し得るよう、いわゆる予約採用の英才教育制度を創設しようとするものでございます。  
本案の内容につきましては、従来の一般貸与制のほかに特別貸与の制度を

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議第十八号 漁業制度調査会設置法案外一案

設けて二本建とし、また、特別貸与を受けた者が卒業後貸与金を返還する場合、一般貸与を受けた場合に相当する額を返還すれば残額の返還を免除できる旨の規定を設けておるのでございます。以上が概要でございます。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

漁業制度調査会設置法案(内閣提出) 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、漁業制度調査会設置法案、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられませんでした。

漁業制度調査会設置法案、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長福永健司君。

漁業制度調査会設置法案

右

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。 表中 在ユーゴスラヴィア日本国大使館 ユーゴスラヴィア ベルグラード

在ユーゴスラヴィア日本国大使館 ユーゴスラヴィア ベルグラード

国会に提出する。

昭和三十三年二月十七日

内閣総理大臣 岸 信介

漁業制度調査会設置法

(設置)

第一条 漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、附属機関として、漁業制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、農林大臣の諮問に依り、漁業生産に関する制度及び漁業者の協同組織の改善に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を関係行政庁に建議する。

(組織)

第三条 調査会は、委員二十五人以上で組織する。

委員は、前条に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以上を置くことができる。

専門委員は、第二条に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

専門委員は、当該専門の事項に

関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものは、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八号第一項の表中

輸出水産業 振興審議会

輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

漁業制度調査会

漁業制度調査会設置法(昭和三十三年法律第八号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

改める。

第八号第二項中「輸出水産業の振興に関する法律、漁業制度調査会については漁業制度調査会設置法に改める。

理由

漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、漁業制度調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものは、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八号第一項の表中

輸出水産業 振興審議会

輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

漁業制度調査会

漁業制度調査会設置法(昭和三十三年法律第八号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

改める。

第八号第二項中「輸出水産業の振興に関する法律、漁業制度調査会については漁業制度調査会設置法に改める。

理由

漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、漁業制度調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものは、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八号第一項の表中

輸出水産業 振興審議会

輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

漁業制度調査会

漁業制度調査会設置法(昭和三十三年法律第八号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

改める。

第八号第二項中「輸出水産業の振興に関する法律、漁業制度調査会については漁業制度調査会設置法に改める。

理由

漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、漁業制度調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものは、調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第八号第一項の表中

輸出水産業 振興審議会

輸出水産業の振興に関する法律の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

漁業制度調査会

漁業制度調査会設置法(昭和三十三年法律第八号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

改める。

第八号第二項中「輸出水産業の振興に関する法律、漁業制度調査会については漁業制度調査会設置法に改める。

理由

漁業事情の推移にかんがみ、漁業に関する基本的制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に、漁業制度調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十二年二月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

右

報告書は会議録に掲載

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

在サウディ・アラビア日本国大使館

在ノールウェー日本国大使館

在デンマーク日本国大使館

在ヴァチカン日本国大使館

在エチオピア日本国大使館

在ガーナ日本国大使館

在ニュー・ジブラルドル日本国大使館

在サウディ・アラビア ジッダ

在ノールウェー オスロ

在デンマーク コペンハーゲン

在ヴァチカン

在エチオピア アディス・アベバ

在ガーナ アクラ

在ニュー・ジブラルドル ウェリントン

に改め、



昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外三案

本案は、二月二十日日本委員会に付託となり、政府より説明を聞き、三月二十日質疑終了、討論省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長足鹿覺君。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
昭和三十二年二月三日
内閣総理大臣 岸 信介

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案
昭和三十二年二月三日
内閣総理大臣 岸 信介

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第三十六条中「昭和三十二年」を「昭和三十二年」に改める。

までの特例の措置を、昭和三十二年においても、引き続き講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
昭和三十二年二月三日
内閣総理大臣 岸 信介

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の次に次の一条を加える。
第一条ノ二 本会計ハ之ヲ国内米管理勘定、国内麦管理勘定及輸入食糧管理勘定(以下食糧管理勘定ト謂フ)並農産物等安定勘定、業務勘定及調整勘定ニ区分ス

第六条を次のように改める。
第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀(其ノ製品ヲ含ム)、国内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、充渡、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

号中「当該年度」の下に「各勘定」を加え、同条を第六条ノ八とし、第六条ノ三を第六条ノ七とし、第六条ノ二を第六条ノ六とし、第六条の次に次の四条を加える。
第六条ノ二 農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ農産物等ノ買入代金、農産物等ノ買入及充渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス
第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ当該勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ繰入レタル受入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルルモノトシ同項ノ他勘定ヨリノ受入金ハ調整勘定ヨリ他勘定ヘ繰入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ当該勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル経費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入ルルモノトス

第七条中「本会計」の下に「各勘定」を加える。
第八条中「本会計」の下に「各勘定」を加え、「翌年度ノ歳入」を「当該各勘定ノ翌年度ノ歳入」に改める。
第八条ノ三第二項第二号中「当該年度」の下に「各勘定」を加え、同条を第八条ノ六とし、第八条ノ二を第八条ノ五とし、第八条の次に次の三条を加える。

第六條ノ四 第六條ノ五第一項ノ一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額及第八條ノ三ノ規定ニ依ル組入金ニ相当スル金額ヲ以テ調整勘定ノ資金(以下調整資金ト謂フ)トス
第六條ノ五 調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券(第三條第二項及第四條第二項ノ規定ニ依

第八条ノ二 食糧管理勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スベシ

第八条ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル後調整勘定ニ利益又ハ損失アルトキハ其ノ利益ノ額ヲ第六条ノ四ノ調整資金ニ組入レ又ハ其ノ損失ノ額ヲ限度トシテ当該資金ヲ減額シ処理スルコトヲ得

第八条ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益ハ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス

但シ其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ

第十条中「本会計ノ収入支出ニ関スル規程」を本法ノ実施ノ為ニ必要ナル手續其ノ他ノ事項」に改める。

附則第六項前段中「本会計」の下に「ノ農産物等安定勘定」を加え、同項後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二条、第三条及第四条ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六条ノ二第一項中「農産物等ノ売渡代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料

ノ交換ニ伴フ支出」ト、「農産物等ノ買入及売渡」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入、売渡及保管」ト、第六条ノ九中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト改替フルモノトス

附則第七項中「本会計」の下に「ノ輸入食糧管理勘定」を加える。

附則第二項を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の食糧管理特別会計法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十三年度分以後の予算について適用し、昭和三十三年度分以前の予算については、なお従前の例による。

3 新法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十三年度分(前前年度)に係る当該書類については、昭和三十三年度分を含む。の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第三条の規定による処理を昭和三十三年度分についてした後における同法第一条に規定する資金(以下「資金」という。)は、新法第六条ノ四に規定する調整資金となるものとする。この場合において、資

金に相当する金額は、新法第六条ノ四の規定の適用については、同条に規定する一般会計よりの受入金に相当する金額とみなす。

昭和三十三年三月三十一日におけるこの会計の資産及び負債は、農林大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、この会計の各勘定に属させるものとする。

理由

食糧管理特別会計の経理の内容をさらに明確にするため、この会計を国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、業務及び調整の六勘定に区分することとし、これらの勘定の歳入及び歳出並びに利益及び損失の処理について規定するとともに、食糧管理関係諸勘定の利益及び損失を適正に調整するため、調整勘定に資金を設けることとし、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月三日 内閣総理大臣 岸 信介

理由

食糧管理特別会計の運営の健全化に資するため、この会計に一般会計からの繰入金をもつて充てる資金を設けることとし、これに関する所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日 内閣総理大臣 岸 信介

(資金)

第一条 食糧管理特別会計において、次条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資金とする。

(一般会計からの繰入)

第二条 政府は、前条に規定する資金に充てるため、昭和三十三年度において、一般会計から、百五十億円を限り、食糧管理特別会計に繰り入れることができる。

理由

食糧管理特別会計において、各年度の損益計算上の利益又は損失があるときは、その利益の額を第一条に規定する資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として当該資金を減額し、その処理をすることができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

厚生保険特別会計の健全化の歳入不足をうめ、及び船員保険特別会計の保険給付費のうち療養給付の部門の財源の一部に充てるものとして、昭和三十三年度以後一定年度間においてこれらの勘定又は会計に対し一般会計から行う繰入に関する特別につき、別に借入金等によりこれらを処理することとしたに伴い、これを昭和三十四年度以後に繰り延べることをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

足鹿覚君 たいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会にお

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

第一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第二条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

理由

厚生保険特別会計の健全化の歳入不足をうめ、及び船員保険特別会計の保険給付費のうち療養給付の部門の財源の一部に充てるものとして、昭和三十三年度以後一定年度間においてこれらの勘定又は会計に対し一般会計から行う繰入に関する特別につき、別に借入金等によりこれらを処理することとしたに伴い、これを昭和三十四年度以後に繰り延べることをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

足鹿覚君 たいま議題となりました四法律案について、大蔵委員会にお

昭和三十三年三月二十日 衆議院会議録第十八号 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外三案

ける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

補助金等の臨時特例等に関する法律は昭和三十三年三月三十一日限り効力を失うこととなっているのであります。政府におきましては、昭和三十三年度予算の編成に当り、補助金等の整理合理化について検討の結果、昭和三十三年度においてもお引き継ぎ同様措置を講ずることを適当と考え、この法律の有効期限をさらに昭和三十四年三月三十一日まで一年間延長することとしたしております。

本案につきましては、審議の結果、本二十日質疑を打ち切り、社会党を代表して横委員より反対討論のあった後、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の経理の内容をさらに明確にするにとともに、この会計の運営の健全化をはかるため所要の改正を行おうとするものであります。

その大要を申し上げますと、まず第一に、この会計を国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分するとともに、それぞれの経理分野について所要の規定を設けることとしております。第二は、調整勘定に資金を設け、一般会計からの受入金及び当該勘定における利益の

組入金に相当する金額をもってこれに充てることとし、食糧管理特別会計の運営の健全化に資するための措置を講ずることとしております。第三は、農産物等安定勘定を除く各勘定の利益または損失は、調整勘定に移して整理することとしております。なお、この整理をした後に、調整勘定に損益があるときは、利益は調整資金に組み入れ、損失はその額を限度として調整資金を減額して整理することができるといたしております。また、農産物等安定勘定の利益は当該勘定の積立金に組み入れ、損失は積立金を減額して整理することとしております。その他、この会計の三十二年度末における資産及び負債の各勘定への帰属並びに昭和三十三年度にこの会計に設けられる資金の承継について所要の規定を設ける等、必要な規定の整備を行うこととしております。

本案につきましては、慎重審議の結果、本二十日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

なお、本法律案につきましては、委員長発議による次の附帯決議案が提出せられ、採決の結果、全会一致をもってこれを付すべきものと決しました。附帯決議の案文は次の通りであります。

食糧管理特別会計に調整資金を設けずる趣旨は、同会計の赤字を食糧証券の増発によつて泳ぐことを避け、同会計の運営の健全化を図らうとするにあり、今後とも同会計に調整資金を超過する赤字を生ずる事態が予見されるようなら

ときには、財政事情の許す限り、あらかじめ一般会計からの同資金への繰入等必要な措置を講じ、調整資金設置の趣旨を没却することのないよう政府において十分善処せられたることを要するものとす。

次に、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の運営の現状にかんがみ、この会計に資金を設け、この会計の運営の健全化をはかることとするものであります。この資金は一般会計から繰り入れる百五十億円を充てることとしております。これに必要な予算措置といたしましては、別途今国会に提出いたされたいとす。昭和三十三年年度一般会計予算補正における一般会計から食糧管理特別会計への繰入金のうち所要額を計上いたしております。なお、各年度の損益計算上利益があるときは、その額を資金に組み入れ、損失があるときはその額を限度として資金を減額し、その処理をすることができるといたしております。

本案につきましては、慎重審議の結果、本二十日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、厚生保険特別会計法及び船員保険特別会計法について、それぞれ次の改正を行うこととしております。すなわち、まず厚生保険特

別会計法につきましては、この会計の健康勘定の歳入不足を埋めるため、昭和三十三年年度以降六カ年度間、毎年度十億円を限り一般会計から同勘定に繰り入れることができることとなることを、三十四年度以降に繰り延べることを要するものとす。

次に、船員保険特別会計法につきましては、この会計の保険給付費のうち、療養給付部門の財源の一部に充てるため、昭和三十三年年度以降五カ年度間、毎年度二千五百万円を限り一般会計から同会計に繰り入れることができるとす。このこととなるのを、三十四年度以降に繰り延べることを要するものとす。

本案につきましては、審議の結果、本二十日質疑を打ち切り、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案外二案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

農林漁業団体職員共済組合法案 (内閣提出)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

農林漁業団体職員共済組合法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長中村寅太君。

農林漁業団体職員共済組合法案 右

国会に提出する。

昭和三十三年三月十日

内閣総理大臣 岸 信介

農林漁業団体職員共済組合法案 目次

第一章 総則(第一条―第十三条)

第二章 組合員(第十四条―第十八条)

第三章 給付

第一節 通則(第十九条―第三十五条)

第二節 退職給付(第三十六条―第三十八条)

農林漁業団体職員共済組合法案 目次

第一章 総則(第一条―第十三条)

第二章 組合員(第十四条―第十八条)

第三章 給付

第一節 通則(第十九条―第三十五条)

第二節 退職給付(第三十六条―第三十八条)

第三節 障害給付(第三十九

条―第四十五号)

第四節 遺族給付(第四十六

条―第五十二号)

第四章 福祉事業(第五十三号)

第五章 掛金及び国の補助(第五

十四号―第六十二号)

第六章 審査会(第六十三号―第

六十七号)

第七章 会計(第六十八号―第七

十一号)

第八章 監督(第七十二号―第七

十五号)

第九章 雑則(第七十六号―第七

十九号)

第十章 罰則(第八十号―第八十

三条)

附則(第一条―第十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 農林漁業団体職員共済組合

は、次に掲げる法律に基き設立さ

れた法人(以下「農林漁業団体」と

いう。)の職員相互扶助事業を行

い、その福利厚生を図り、もつて

農林漁業団体の事業の円滑な運営

に資することを目的とする。

一 農業協同組合法(昭和二十二

年法律第三十二号)

二 森林法(昭和二十六年法律第

二百四十九号)

三 水産業協同組合法(昭和二十

三年法律第二百四十二号)

四 農業災害補償法(昭和二十二

年法律第八十五号)

五 漁船損害補償法(昭和二十七

年法律第二十八号)

六 土地改良法(昭和二十四年法

律第九十五号)

七 農業委員会等に関する法律

(昭和二十六年法律第八十八号)

八 開拓融資保証法(昭和二十八

年法律第九十一号)

九 中小漁業融資保証法(昭和二

十七年法律第三百四十六号)

(法人格)

第二条 農林漁業団体職員共済組合

(以下「組合」という。)は、法人と

する。

(事務所)

第三条 組合は、主たる事務所を東

京都に置く。

2 組合は、必要な地に従たる事務

所を置くことができる。

(定款)

第四条 組合は、定款をもつて次の

各号に掲げる事項を規定しなけれ

ばならない。

一 名称

二 事務所所在地

三 組合会議員の定数及び選挙の

方法並びに組合会の招集及び議

事の手続に関する事項

四 理事の定数、役員選挙の方

法その他役員に関する事項

五 組合員及び任意統制組合員に

関する事項

六 業務及びその執行に関する事

項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関す

る事項

九 公告に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可

を受けなければ、その効力を生じ

ない。

(登記)

第五条 組合は、政令で定めるとこ

ろにより、登記をしなければならない

ない。

2 前項の規定により登記しなければ

ならない事項は、登記の後でな

ければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

(名称使用の制限)

第六条 組合でない者は、農林漁業

団体職員共済組合という名称又は

これと紛らわしい名称を用いては

ならない。

(組合会)

第七条 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて

組織する。

3 組合会議員は、定款で定めると

ころにより、農林漁業団体並びに

農林漁業団体及び組合の役員以外

の組合員が、それぞれのうちか

ら、それぞれ同数を選挙する。

4 組合会議員の任期は、三年とす

る。ただし、補欠の組合会議員の

任期は、前任者の残任期間とす

る。

5 組合員から選挙された組合会議

員は、組合員の資格を失つたとき

は、当然組合会議員の職を失う。

6 組合会の議長は、組合会議員が

これを互選する。

7 議長は、組合会の会議を総理す

る。

(組合会の権限)

第八条 次に掲げる事項は、組合会

の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の予算及び決算

三 第五十三条の福利及び厚生に

関する事業の毎事業年度の実施

計画の設定及び重要な変更

四 重要な財産の処分又は重大な

義務の負担

五 訴訟又は訴訟の提起及び和解

六 その他組合の業務に関する重

要事項で定款で定められるもの

2 組合会は、監事に対し、組合の

業務を監査し、及びその結果を報

告すべきことを請求することがで

きる。

3 組合会は、総組合会議員の三分

の二以上の多数による議決をもつ

て、役員を解任することができ

る。

4 前項の規定による解任は、農林

大臣の認可を受けなければ、その

効力を生じない。

(役員)

第九条 組合に、役員として理事長

一人、理事若干人及び監事二人を

置く。

2 役員は、定款で定めるところに

より、組合会議員が組合会におい

て選挙する。

3 役員は、三年とする。た

だし、補欠の役員は、前任

者の残任期間とする。

4 役員は、その職を辞し、又はそ

の任期が満了しても、後任の役員

が就任するまでの間は、なおその

職務を行う。

5 監事は、理事長又は理事と兼ね

てはならない。

6 理事長及び理事は、他の職業に

従事してはならない。ただし、農林

大臣がこれらの役員としての職務

の執行に支障がないものと認めて

許可した場合は、この限りでない。

7 前条第四項の規定は、役員は就

任に準用する。

8 組合は、役員が就任し、又は退

任したときは、遅滞なく、これを

公告しなければならない。

(役員職務)

第十条 理事長は、組合を代表し、

その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところに

より、理事長を補佐して組合の業

務を掌理し、理事長に事故がある

ときにはその職務を代理し、理事

長が欠員のときにはその職務を行

う。

3 監事は、組合の業務を監査す

る。

4 組合と理事長(第二項の規定に

より理事長の職務を代理し、又は

その職務を行う者を含む。以下本

項において同じ。)との利益が相反

する事項については、理事長は、

代表権を有しない。この場合にお

いては、監事が組合を代表する。

(業務方法書)

第十一条 理事長は、定款で定める

もののほか、組合の業務の執行に

関し必要な事項を業務方法書で定

めなければならない。

(給与の範囲)

第十二条 この法律において「給与」

とは、給料、俸給、賃金、手当、

賞与その他いかなる名称であるか

を問はず、勤務の対償として受け

るすべてのものをいう。ただし、

臨時に受けるもの及び三月をこえ

る期間ごとに受けるものを含まな

い。

(非課税)

第十三条 障害給付及び遺族給付に

ついでに、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二章 組合員

(組合員)

第十四条 農林漁業団体又は組合(以下「農林漁業団体等」という。)に使用される者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」という。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

- 一 常時勤務に服しない者
- 二 臨時に使用される者で次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(役員に就任した場合を含む。)を除く。
  - イ 日雇い入れられる者
  - ロ 二月以内の期間を定めて使用される者
- 三 船員保険の被保険者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十条の規定による被保険者を除く。)

2 休職又は停職の処分を受けた職員は、前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

(組合員の資格の得喪)

第十五条 職員は、その職員となつた日(前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日)から、組合員の資格を取得する。

2 組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日から、組合員の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。)
- 三 前条第一項各号に掲げる者となつたとき。
- 四 給与を受けなくなつたとき。

(任意継続組合員)

第十七条 組合員であつた期間が十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは、組合員に申し出て、任意継続組合員となることのできる。

2 前項の申出は、その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて、組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内にしなければならぬ。ただし、組合は、正当な事由があるとき、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3 第一項の申出をした者は、組合がその申出を受理したときは、最後に組合員の資格を喪失した日にさかのぼつて、任意継続組合員の資格を取得するものとする。

4 任意継続組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その日)から、任意継続組合員の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。)が二十年に達したとき。
- 三 組合員の資格を取得したとき。
- 四 任意継続組合員の資格の喪失を申し出たとき。
- 五 掛金を滞納し、第五十七条第

一項の規定による指定の期限までに、その掛金を納付しなかつたとき。

(組合員又は任意継続組合員であつた期間)

第十八条 組合員又は任意継続組合員であつた期間は、その資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

2 組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員又は任意継続組合員の資格を取得した場合には、その取得した資格に係る期間の計算については、前項の規定にかかわらず、その資格を取得した日の属する月、その期間に算入しない。

3 組合員がその資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、すべて合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の給付の額の計算の基礎となるべき期間の計算については、この限りでない。

4 掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該掛金に係る組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得によつて第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による確認の請求があつた後に、掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

第三章 給付

第一節 通則

第十九条 組合は、この法律で定めるところにより、次に掲げる給付を行う。

- 一 退職給付
  - 二 障害給付
  - 三 遺族給付(標準給付)
- 第二十条 標準給付の等級及び月額額は、組合員の給与月額に基き次の区分により定める。

標準給付の等級	標準給付の月額	給付月額額
第一級	三〇〇〇円	三三〇〇円未満
第二級	四〇〇〇円	三三〇〇円以上 四五〇〇円未満
第三級	五〇〇〇円	四五〇〇円以上 五五〇〇円未満
第四級	六〇〇〇円	五五〇〇円以上 六五〇〇円未満
第五級	七〇〇〇円	六五〇〇円以上 七五〇〇円未満
第六級	八〇〇〇円	七五〇〇円以上 八五〇〇円未満
第七級	九〇〇〇円	八五〇〇円以上 九五〇〇円未満



第八級	10,000円	9,500円以上	11,000円未満
第九級	13,000円	12,000円以上	13,000円未満
第十級	16,000円	15,000円以上	16,000円未満
第十一級	18,000円	17,000円以上	18,000円未満
第十二級	20,000円	19,000円以上	20,000円未満
第十三級	23,000円	22,000円以上	23,000円未満
第十四級	26,000円	25,000円以上	26,000円未満
第十五級	30,000円	29,000円以上	30,000円未満
第十六級	35,000円	34,000円以上	35,000円未満
第十七級	40,000円	39,000円以上	40,000円未満
第十八級	45,000円	44,000円以上	45,000円未満
第十九級	50,000円	49,000円以上	50,000円未満
第二十級	55,000円	54,000円以上	55,000円未満
第二十一級	60,000円	59,000円以上	60,000円未満
第二十二級	65,000円	64,000円以上	65,000円未満
第二十三級	70,000円	69,000円以上	70,000円未満
第二十四級	75,000円	74,000円以上	75,000円未満
第二十五級	80,000円	80,000円以上	80,000円以上

2 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その組合員である職員に給与に関する事項を組合に届け出なければならぬ。

3 組合は、組合員が毎年八月一日現に使用される農林漁業団体等において同日前三月間(当該農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日に満たないときは、その月を除く)に受けた給与の総額をその期

間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。ただし、七月一日から八月一日までの間に当該農林漁業団体等の職員となつた者及び第七項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準給与が改定されるべき組合員に係るその年については、この限りでない。

4 前項本文の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月か

ら翌年の九月までの各月の標準給与とする。

5 組合は、組合員の資格を取得した者があるとき、又は組合員たる一の農林漁業団体等の職員が引き続き組合員たる他の農林漁業団体等の職員となつたときは、その資格を取得した日又はその職員となつた日の現在により標準給与を定める。この場合において、日、週その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

6 前項の規定によつて定められた標準給与は、組合員の資格を取得した日又は職員となつた日の属する月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得し、又は職員となつた者については、翌年の九月)までの各月の標準給与とする。

7 組合は、第三項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について、当該農林漁業団体等において継続した三月間(各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が二十日以上でなければならぬ)に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その組合員の標準給与の基礎となつた給与月額にくらべて、著しく高低を生じたときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準給与を改定することができる。標準給与が改定された組合員についてさらに同様の事由

が生じたときも、同様とする。

8 前項の規定によつて改定された標準給与は、その年の九月(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月)までの各月の標準給与とする。

9 任意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。

10 給与の一部が金銭以外のものであるときは、その価額は、時価により、理事長が定める。

(平均標準給与)

第二十一条 平均標準給与の月額は、最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の五年間の各月における標準給与の月額の合算額の六十百分の一に相当する額とし、平均標準給与の月額は、平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額とする。

2 前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額よりも少いときは、その除して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。

3 組合員であつた全期間が五年に満たない者の平均標準給与の月額は、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。

(給付額等の端数計算)

第二十二条 平均標準給与の月額若しくは日額又は給付の額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数を一円に切り上げる。

(年金の支給の始期及び終期)

第二十三条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。

(遺族年金を受けるべき遺族の範囲)

第二十四条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)並びに子、父母、孫及び祖父父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時か

ら引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがない場合に限る。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

(遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父父母で第二号に該当しないもの

(遺族給付を受けるべき遺族の順位)

第二十六条 遺族給付を受けるべき遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

一 遺族年金を受ける者の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序

二 遺族一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、

同条第二号又は第四号に規定する者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちにその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十八条 退職給付又は障害給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けたものがあつたときは、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けたものがあつたときは、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者以外の遺族に支給する。

(任意継続組合員に対する給付の特例)

第二十九条 任意継続組合員で厚生年金保険若しくは船員保険の被保険者又は国家公務員共済組合、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、市町村職員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の組合員となつたものが、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)若しくは船員保険法に基く給付又はこれらの共済組合からの給付(以下この条において「厚生年金等の給付」という。)を受けることとなつた場合において、その給付を受けることとなつた事由と同一の事由に基き組合から給付を受けるときは、厚生年金等の給付のうち国の補助(国の補助に相当するものを含む)に係る部分に相当する金額を、この法律に基いて給付すべき額から控除して支給する。

(給付の制限)

第三十条 遺族給付は、組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者が故意に死亡させた者には、支給しない。組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受ける権利を取得することとなる者が故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 前項の場合において、遺族給付の支給を受ける権利を有する同順位者がなく、後順位者があつたときは、その者にこれを支給する。

3 この法律に基く給付を受けるべき者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その給付の全部又は一部を行わないことができる。

(給付金からの控除)

第三十一条 組合員であつた者又は組合員であつた者の遺族に支給すべき給付金がある場合において、当該組合員であつた者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付を受ける権利の時効)

第三十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から五年間行わないときは、時効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

3 前項の規定するものほか、第一項の時効の中断、停止その他の事項については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。

(給付を受ける権利の保護)

第三十三条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

(損害賠償の請求権)

第三十四条 組合は、第三者の行為によつて発生した給付事由に基いて給付をしたときは、その給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十五条 偽りその他不正の行為により給付金を受けた者があつたときは、組合は、その者から、その給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

第二節 退職給付

(退職年金)

第三十六条 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である組合員が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由(以下「生存脱退事由」と総称する。)に該当してその資格を喪失したとき、又は任意継続組合員が第十七条第四項第二号に規定する事由に該当してその資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に達するまで、又はその者が障害年金の給付を受けている間は、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)二十年以上二十一年未満に対し平均標準給付の月額額の四分分に相当する額とし、その期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給付の月額額の四分分に相当する額を加算する。

3 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は障害一時金の額を基準とし

る。

て、政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

4 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳未満のもの（障害年金を受ける権利を有する者を除く。）が別表第二に掲げる程度の廃疾の状態となつたときは、その状態にある間は、第一項ただし書の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給する。

(再就職した場合の退職年金の停止等)

第三十七条 退職年金を受けている者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

前条第一項ただし書の規定により退職年金の支給を停止されている者が再び組合員となつた後同項ただし書の停止事由がなくなつたときも、同様とする。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、生存脱退事由に該当してその資格を喪失したときは、前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が、従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間一年につきその資格を喪失した当時の平均標準給与の四日分に相当する額を加算して得た額より少いと

きは、その加算して得た額をもつてその者の退職年金の額とする。

(退職一時金)

第三十八条 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が六月以上二十年未満である組合員が生存脱退事由に該当してその資格を喪失したとき、又は任意継続組合員が第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当してその資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。ただし、障害年金を受ける権利を有する者には、支給しない。

2 退職一時金の額は、平均標準給与の日額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

第三節 障害給付

第三十九条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員若しくは任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、若しくは負傷したものに、つき、組合員の資格の喪失等（組合員については生存脱退事由に該当することによる組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては、障害給付の請求をいう。以下本節において同じ。）があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時（その時まで当該疾病若しくは負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」と総称する。）がなおらなかつた者については、これらの者のうち、当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けるもの

にあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他のものにあつては、当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時。以下本節において同じ。）に、その者が当該傷病の結果として別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は障害一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が、当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から起算して五年以内に増進して別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その者が当該期間の経過後一月を経過するまでに請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで障害年金を支給する。

2 障害年金の年額は、別表第二で定める一般の廃疾の程度にあつては平均標準給与の月額五月分に相当する額、同表で定める二級の廃疾の程度にあつては平均標準給与の月額の四分分に相当する額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する障害年金の年額は、前項の額に、組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）二十年に至るまでは十年以上一年を増すことにその一年につき平均標準給与の日額の三分に相当する額を、二十年以上については

は二十年以上一年を増すことにその一年につき平均標準給与の日額の四分分に相当する額を加算する。

4 退職一時金の支給を受けた後に障害年度を支給すべき事由が発生した者に障害年金を支給するとき、又は障害一時金の支給を受けた者に当該廃疾により障害年金を支給するときは、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定した障害年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を障害年金の額とする。

ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

(廃疾の程度が変つた場合の障害年金の額の改定)

第四十条 障害年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が、減退したとき、又はその者につき当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内に増進した場合において、その期間経過後一月内までに請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その障害年金の額を改定する。

(廃疾の併合による障害年金)

第四十一条 障害年金を受ける権利を有する者若しくは障害一時金の支給を受けた者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が発生したときは、又は障害一時金の支給を受けた者に対してさらに障害一時金の支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、その併合した廃疾の程度に応じて、障害年金を支給する。この場合には、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 第三十九条第四項の規定は、障害一時金の支給を受けた者が前項の規定により障害年金を支給されることになつた場合に準用する。

(再就職した場合の障害年金の停止等)

第四十二条 障害年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から障害年金の支給を停止する。

2 前項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が、その者につき組合員の資格の喪失等があつた時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に応じて、前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間を合算して障害年金の額を改定する。

3 前項の場合において、その改定額が、従前の障害年金の額（同項の廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が同項の廃疾の程度に相当するもので

たとき、又は障害一時金の支給を受けた者に対してさらに障害一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、その併合した廃疾の程度に応じて、障害年金を支給する。この場合には、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 第三十九条第四項の規定は、障害一時金の支給を受けた者が前項の規定により障害年金を支給されることになつた場合に準用する。

(再就職した場合の障害年金の停止等)

第四十二条 障害年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から障害年金の支給を停止する。

2 前項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が、その者につき組合員の資格の喪失等があつた時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に応じて、前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間を合算して障害年金の額を改定する。

3 前項の場合において、その改定額が、従前の障害年金の額（同項の廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が同項の廃疾の程度に相当するもので

あつたものとみなして算定した額)に、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)十年以上二十年に至るまでは十年以上一年を増すことにその一年につきその資格を喪失した当時の平均標準給手の日額の三分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すことにその一年につき当該平均標準給手の日額の四分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その加算して得た額をもつてその者の障害年金の額とする。

第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者が当該傷病について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

(障害年金を受ける権利の消滅)  
第四十四条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の療疾の状態に該当しなくなつたときは、その障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなかつた場合において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した際受けるべきで

あつた退職一時金の額と平均標準給手の月額の十月分に相当する額とを合算した額(その合算した額が平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額を支給する。

あつた退職一時金の額と平均標準給手の月額の十月分に相当する額とを合算した額(その合算した額が平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額を支給する。

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、又は負傷したものに、組合員の資格の喪失等があつた場合に、その者が当該傷病の結果として別表第三に掲げる程度の療疾の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。ただし、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 退職年金を受ける権利を有する者  
二 当該傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を有する者

2 障害一時金の額は、平均標準給手の月額の十月分に相当する額とする。ただし、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第四十六節 遺族給付  
第四十六条 組合員であつた期間が十年以上である組合員若しくは任

意継続組合員が死亡したとき、又は組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

第四十七条 遺族年金の年額は、次の区分による額とする。  
一 退職年金の支給を受けている者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一  
二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が、退職年金の支給を受けていないで死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額(第三十七条第一項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあつては、同条第二項の規定を準用して算出して得た額)の二分の一

三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているもの(第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む。第五十一条第三号において同じ)が死亡したときは、その者が支給を受けなければならない退職年金の額(第四十二条第一項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあつては、第三十七条第一項の規定を準用して算出して得た額。第五十

二条第三号において同じ)の二分の一  
四 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したときは、その者の平均標準給手の月額の一月分に相当する金額にその期間十年以上一年を増すことにその一年につき平均標準給手の日額の三分に相当する金額を加算して得た額(その額は、一万九千円に達しないときは、一万九千円)

第四十八条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したとき。  
二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。  
三 子又は孫(不具廃疾で生活資料を得るみちがいない者を除く)が十八歳に達したとき。  
四 不具廃疾で生活資料を得るみちがいないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金

の支給を停止することができる。  
2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五十条 組合員であつた期間が六月以上十年未満である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、平均標準給手の日額に、組合員であつた期間に応じて別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。  
第五十一条 次の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。  
一 退職年金を受けている者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が退職年金の支給を受けていないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年未満である者で障害年金

の支給を停止することができる。  
2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五十条 組合員であつた期間が六月以上十年未満である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、平均標準給手の日額に、組合員であつた期間に応じて別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。  
第五十一条 次の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。  
一 退職年金を受けている者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が退職年金の支給を受けていないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年未満である者で障害年金

の支給を停止することができる。  
2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五十条 組合員であつた期間が六月以上十年未満である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

金を受けているもの(第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む。)が死亡したとき。

五 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員(障害年金を受けている者を除く。)が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

六 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後当該年金を受けるとき遺族がないとき。

第五十二条 年金者遺族一時金の額は、次の区分による額とする。  
一 前条第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前条第二号に該当する場合において、その者が受けるべきであつた退職年金の額の六年分  
三 前条第三号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その者に係る第四十七条第三号の退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

四 前条第四号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、平均標準給手の日額に組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)に応じて第一に定める日数を乗じて得た額と平均標準給手の月額の十月分に相当する額

とを合算した額(その合算した額が平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給手の月額の二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額

五 前条第五号に該当する場合において、その者が死亡したとき、もし生存脱退事由又は第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当して組合員又は任意継続組合員の資格を喪失したとすれば受けるべきであつた退職一時金の額

六 前条第六号に該当する場合において、すでに支給を受けた退職年金、障害年金及び遺族年金の総額が、その組合員であつた者が受けていた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の額の六年分(組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したことにより遺族年金の支給を受けていた場合にあつては、前号に規定する退職一時金の額)に満たないときは、その差額

第四章 福祉事業  
第五十三条 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員(任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。)の福祉を増進するため、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営  
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付  
三 組合員の臨時の支出に対する貸付  
四 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するために必要な事業  
第五章 掛金及び国の補助  
第五十四条 組合は、その業務に要する費用に充てるため、掛金を徴取する。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営  
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付  
三 組合員の臨時の支出に対する貸付  
四 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するために必要な事業  
第五章 掛金及び国の補助  
第五十四条 組合は、その業務に要する費用に充てるため、掛金を徴取する。

2 前項の規定による掛金は、組合員の標準給手の月額を標準として算定するものとし、その標準給手の月額と掛金の割合は、組合員と任意継続組合員ごとに、政令で定める範囲内において、定款で定める。

3 掛金を計算するにあたり、掛金額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。  
(掛金の負担)  
第五十五条 組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等は、前条の規定による掛金を折半して負担する。

2 任意継続組合員は、前条の規定による掛金の全額を負担する。  
(掛金の納付義務及び給付手からの控除等)  
第五十六条 農林漁業団体は、自己及びその使用する組合員の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに組合員に納付する義務を負う。

2 任意継続組合員は、第十七条第二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに組合員に納付する義務を負う。  
3 農林漁業団体等は、組合員の給付を支給するときは、その給付手から当該組合員が負担すべき当該給付に係る月の前月分の掛金(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金)に相当する金額を控除することができる。  
4 農林漁業団体は、組合員が組合員に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがある場合において、組合員から求められたときは、当該組合員に支給すべき給付手からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合員に支払わなければならない。

二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに組合員に納付する義務を負う。  
3 農林漁業団体等は、組合員の給付を支給するときは、その給付手から当該組合員が負担すべき当該給付に係る月の前月分の掛金(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金)に相当する金額を控除することができる。

4 農林漁業団体は、組合員が組合員に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがある場合において、組合員から求められたときは、当該組合員に支給すべき給付手からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合員に支払わなければならない。  
5 組合は、その使用する組合員が組合員に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがあるときは、当該組合員に支給すべき給付手からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合員に支払わなければならない。

5 組合は、その使用する組合員が組合員に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがあるときは、当該組合員に支給すべき給付手からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合員に支払わなければならない。  
(督促及び延滞金の徴収)  
第五十七条 組合は、掛金を滞納した農林漁業団体又は任意継続組合員に対し、期限を指定して、その掛金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。  
3 第一項の規定により督促したときは、組合は、掛金額百円につき一日六銭の割合で、納付期限の日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。  
3 第一項の規定により督促したときは、組合は、掛金額百円につき一日六銭の割合で、納付期限の日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。  
3 第一項の規定により督促したときは、組合は、掛金額百円につき一日六銭の割合で、納付期限の日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金額を控除した金額による。  
5 掛金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。  
7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
(滞納処分)  
第五十八条 前条第一項の規定による督促を受けた農林漁業団体は、同項の規定による指定の期限までに掛金を完納しないときは、農林漁業団体の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。)の土地、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

4 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金額を控除した金額による。  
5 掛金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。  
6 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。  
7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
(滞納処分)  
第五十八条 前条第一項の規定による督促を受けた農林漁業団体は、同項の規定による指定の期限までに掛金を完納しないときは、農林漁業団体の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。)の土地、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

4 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金額を控除した金額による。  
5 掛金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。  
6 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。  
7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。  
(滞納処分)  
第五十八条 前条第一項の規定による督促を受けた農林漁業団体は、同項の規定による指定の期限までに掛金を完納しないときは、農林漁業団体の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。)の土地、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。は、組合の請求により、市町村税の滞納処分例によつて、これを処分することができ。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならぬ。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、組合は、農林大臣の認可を受け、国税滞納処分例によつて、これを処分することができ。

(先取特権の順位)

第五十九条 掛金その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとす。

(国税徴収法の準用)

第六十条 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金に準用する。

(掛金徴収権等の時効)

第六十一条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 第十六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出は、当該届出に係る農林漁業団体及び当該届出に係る職員たる組合員に対して組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断し、同条第二項

の規定による確認の請求があつたときは、当該請求は、当該請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に対して組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の時効の中断、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、組合のなす掛金その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(国の補助)

第六十二条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 給付に要する費用(政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。)の百分の十五に相当する額(第二十九条の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加えて、その得た額の百分の十五に相当する額からその控除すべき金額を差し引いて得た額)

二 組合の事務に要する費用

第六十三条 給付に関する決定又は掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、農林漁業団体等を代表する者及び

公益を代表する者それぞれ三人とし、理事長が農林大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十四条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

第六十五条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、農林漁業団体等を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第六十六条 給付に関する決定又は掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議がある者は、その決定又は徴収の通知があつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に対して審査の請求をすることができ

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を

命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができ。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に審査の決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対し、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会に關する事項の政令への委任)

第六十七条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 会計

(事業年度)

第六十八条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完了しなければならない。

(予算及び決算)

第六十九条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 理事長は、毎事業年度、財産目

録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に組合会に提出し、その議決を受けなければならない。

3 組合は、前項の書類を決算完了後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 組合は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(余剰金の運用)

第七十条 組合は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行ふ農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行ふ漁業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は郵便貯金
- 二 銀行又は信託会社への金銭信託
- 三 国債、地方債その他農林省令で定める有価証券の取得
- 四 不動産の取得

(会計等に関する事項の省令への委任)

第七十一条 前三条に規定するもののほか、余剰金の運用その他組合の会計及び財務に關し必要な事項は、農林省令で定める。

2 理事長は、毎事業年度、財産目

第八章 監督

(監督)

第七十二条 組合は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、第四条第二項の規定による認可をし、若しくは第六十九條第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をし、又は第七十條第三号若しくは前条の規定により農林省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、組合に対し、その業務に關して、監督上必要な命令を出すことができる。

(報告及び検査)

第七十四条 農林大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員就任の認可の取消)

第七十五条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九條第七項において準用する第八條第四項の規定によつてした認可を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基づく命令(第七十三條の規定による農林大臣の監督上の命令を含む)又は定款に違反したとき。
- 二 準禁治産の宣告を受けたとき。
- 三 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 前項の規定による認可の取消があつたときは、その役員は、その職を失う。

第九章 雑則

(関係書類の備えつけ及び閲覧)

第七十六条 理事長は、定款、業務方法書、財務諸表及び決算報告書を組合の事務所へ備えつけて置かなければならない。

2 組合員又は任意継続組合員は、理事長に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(組合の報告徴取等)

第七十七条 組合は、農林省令で定めるところにより、農林漁業団体に、その使用する組合員の異動、給与等について報告をさせ、又は文書を提示させることができる。

2 組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意継続組合員又はこの法律により給付を受け

るべき者に、農林漁業団体等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(戸籍書類の無料証明)

第七十八条 市町村長(特別区の区長を含む)の、地方自治法第二百五十二条の第十九項の指定都市にあつては、区長とする)は、組合員、任意継続組合員又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基づく給付を受ける権利を有する者の戸籍を調して、無料で証明を行うことができる。

(施行手続等の省令への委任)  
第七十九条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行に關して必要な事項は、農林省令で定める。

第十章 罰則

第八十条 第七十四条第一項又は第四條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、組合の業務又は財産に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、組合に対して同項の刑を科する。

第八十一条 次の各号の一に該当する場合には、組合の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律に違反して、登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六十九條第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 第七十條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第七十三條の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

第八十二条 第十六條第一項若しくは第二十條第二項の規定による届出をせず、又は第七十七條の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

第八十三条 第六條の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、附則第二条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

第二条 農林大臣は、この法律の公布の日から三十日以内に、農林漁業団体及び農林漁業団体の役員以外の職員のうちからそれぞれ三十人以上の同数の者を組合設

立委員として指名しなければならない。

2 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 組合設立委員は、第二項の認可を受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定める員数の理事となるべき者を選挙し、農林大臣の認可を受けなければならない。

5 農林大臣は、前項の規定により認可をしたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

第三条 組合は、前条第五項の規定による告示があつたときは、昭和三十四年一月一日に成立する。

2 前条第二項の規定により作成した定款及び予算並びに同条第四項の理事長、理事及び監事となるべき者は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の定款及び予算並びに理事長、理事及び監事となるものとする。この場合においては、組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

3 前項の理事長、理事及び監事の任期は、第九條第三項本文の規定にかかわらず、一年をこえない範囲内において定款で定める。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱)

第四条 組合の成立の日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で組合の成立と同時に組合員となつたものの組合の成立の日の前日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による。以下同じ。)

算期間が含まれている場合に限る。
一 退職年金の年額 第三十六条第二項の規定により算定した額から、当該期間(通算期間)を組合員であつた期間(通算期間)及び任意継続組合員であつた期間を含む以下「全組合員期間」という)で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十(組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、百分の二十に当該月額を一万八千円を除して得た割合を乗じて算出した比率。以下この条において同じ)に相当する額を控除した額

二 退職一時金の額 第三十八条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の月額に算期間に於いて別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額
三 遺族年金の年額 第四十七条第四号の規定により算定した額から、当該額に通算期間を全組合員期間で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十に相当する額を控除した額(その額が一萬九千円に達しないときは、一萬九千円)

四 遺族一時金の額 第五十条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の月額に通算期間に於いて別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額
(厚生保険特別会計からの交付金)
第六条 政府は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計から一定の金額を組合に交付するものとする。
2 前項の一定の金額は、昭和三十三年十二月三十一日における厚生保険特別会計の年金勘定の積立金総額から、同日において厚生年金保険法の規定により年金たる保険給付を受ける権利を有する者が同日以後受けるべき年金額の百分の八十五に相当する額の現価の総額を控除して得た額に、同日において厚生年金保険の被保険者であり、かつ、組合の成立と同時に組合員となる者の厚生年金保険の被保険者であつた期間のそれぞれその期間の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額を同日における厚生年金保険のすべての被保険者及び同日以前に厚生年金保険の被保険者であつたすべての者の被保険者の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額をそれぞれ乗じて算出した額とする。
3 政府は、昭和三十四年度において、第一項の規定により交付すべき金額の概算額を、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計から組合に交付することができよう。

4 前項の規定により交付した額が、第二項の規定により計算して得た額をこえたときは、組合は、その超過額を、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計に返還しなければならない。
(農林省設置法の一部改正)
第七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第八条 第一項第二号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第二号」の下に、「第二号の二」を加える。
二の二 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行うこと。
(厚生保険特別会計法の一部改正)
第八条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第二十三条中「当分/同」の下に「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第 号) 附則第六条第四項ノ規定ニ依ル農林漁業団体職員共済組合ヨリノ返還金ハ年金勘定ノ歳入トシテ加ヘ、及一」を並ニ」に改め、「附則第三十五項」の下に、並ニ「農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項」を加え、「年金勘定」を「同勘定」に改める。
(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第九条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十五条(組合の給付)」の下に、「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)第十九条(組合の給付)」を加える。
(登録税法の一部改正)
第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第十八号中「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第二十三号の次に次の一号を加える。
二十三ノ二 農林漁業団体職員共済組合ガ農林漁業団体職員共済組合法第五十三条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ十ノ六の次に次の一号を加える。
六ノ十ノ七 農林漁業団体職員共済組合ノ農林漁業団体職員共済組合法第十九条ニ掲グル給付、同法第五十三條第二号ノ貸付及同条第三号ノ事業ニ關スル証書、帳簿
(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合並びに農

第五条 前条の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「通算期間」といふ)を有する組合員又は任意継続組合員に係る退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額については、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十七条第四号又は第五十条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額をそれぞれ当該規定に定められる退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額とする。ただし、退職一時金又は遺族一時金については、その計算の基礎となるべき期間に通

算期間が含まれている場合に限る。
一 退職年金の年額 第三十六条第二項の規定により算定した額から、当該期間(通算期間)を組合員であつた期間(通算期間)及び任意継続組合員であつた期間を含む以下「全組合員期間」という)で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十(組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一萬八千円をこえる場合にあつては、百分の二十に当該月額を一万八千円を除して得た割合を乗じて算出した比率。以下この条において同じ)に相当する額を控除した額

二 退職一時金の額 第三十八条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の月額に算期間に於いて別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額
三 遺族年金の年額 第四十七条第四号の規定により算定した額から、当該額に通算期間を全組合員期間で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十に相当する額を控除した額(その額が一萬九千円に達しないときは、一萬九千円)

四 遺族一時金の額 第五十条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の月額に通算期間に於いて別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額
(厚生保険特別会計からの交付金)
第六条 政府は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計から一定の金額を組合に交付するものとする。
2 前項の一定の金額は、昭和三十三年十二月三十一日における厚生保険特別会計の年金勘定の積立金総額から、同日において厚生年金保険法の規定により年金たる保険給付を受ける権利を有する者が同日以後受けるべき年金額の百分の八十五に相当する額の現価の総額を控除して得た額に、同日において厚生年金保険の被保険者であり、かつ、組合の成立と同時に組合員となる者の厚生年金保険の被保険者であつた期間のそれぞれその期間の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額を同日における厚生年金保険のすべての被保険者及び同日以前に厚生年金保険の被保険者であつたすべての者の被保険者の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額をそれぞれ乗じて算出した額とする。
3 政府は、昭和三十四年度において、第一項の規定により交付すべき金額の概算額を、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計から組合に交付することができよう。

4 前項の規定により交付した額が、第二項の規定により計算して得た額をこえたときは、組合は、その超過額を、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計に返還しなければならない。
(農林省設置法の一部改正)
第七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第八条 第一項第二号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第二号」の下に、「第二号の二」を加える。
二の二 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行うこと。
(厚生保険特別会計法の一部改正)
第八条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第二十三条中「当分/同」の下に「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第 号) 附則第六条第四項ノ規定ニ依ル農林漁業団体職員共済組合ヨリノ返還金ハ年金勘定ノ歳入トシテ加ヘ、及一」を並ニ」に改め、「附則第三十五項」の下に、並ニ「農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項」を加え、「年金勘定」を「同勘定」に改める。
(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第九条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十五条(組合の給付)」の下に、「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第 号)第十九条(組合の給付)」を加える。
(登録税法の一部改正)
第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第十八号中「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第二十三号の次に次の一号を加える。
二十三ノ二 農林漁業団体職員共済組合ガ農林漁業団体職員共済組合法第五十三条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ十ノ六の次に次の一号を加える。
六ノ十ノ七 農林漁業団体職員共済組合ノ農林漁業団体職員共済組合法第十九条ニ掲グル給付、同法第五十三條第二号ノ貸付及同条第三号ノ事業ニ關スル証書、帳簿
(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合並びに農



林漁業団体職員共済組合」に改める。

第八條第六項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 農林漁業団体職員共済組合法の規定により組合員(任意統制組合員を含む。)として負担する掛金

第九條第二項中「第六号の四」を「第六号の五」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「並びに私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」に改める。(地方税法の一部改正)

第十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「並びに私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」に改める。

別表第一

組合員又は任意統制組合員であつた期間	日数
六月以上	一〇日
一年以上	二〇日
一年以上	三〇日

二年六月以上	四〇日
二年六月未滿	五〇日
三年六月以上	六〇日
三年六月未滿	七〇日
四年六月以上	八〇日
四年六月未滿	九〇日
五年六月以上	一〇〇日
五年六月未滿	一一〇日
六年六月以上	一二〇日
六年六月未滿	一三〇日
七年六月以上	一四〇日
七年六月未滿	一五〇日
八年六月以上	一六〇日
八年六月未滿	一七〇日
九年六月以上	一八〇日
九年六月未滿	一九〇日
一〇年六月以上	二〇〇日
一〇年六月未滿	二一〇日
一一年六月以上	二二〇日
一一年六月未滿	二三〇日

一一年以上	二二〇日
一一年未滿	二三〇日
一二年以上	二四〇日
一二年未滿	二五〇日
一三年以上	二六〇日
一三年未滿	二七〇日
一四年以上	二八〇日
一四年未滿	二九〇日
一五年以上	三〇〇日
一五年未滿	三一〇日
一六年以上	三二〇日
一六年未滿	三三〇日
一七年以上	三四〇日
一七年未滿	三五〇日
一八年以上	三六〇日
一八年未滿	三七〇日
一九年以上	三八〇日
一九年未滿	三九〇日
二〇年以上	四〇〇日
二〇年未滿	四一〇日
二一年以上	四二〇日
二一年未滿	四三〇日
二二年以上	四四〇日
二二年未滿	四五〇日
二三年以上	四六〇日
二三年未滿	四七〇日
二四年以上	四八〇日
二四年未滿	四九〇日

別表第二

障害年金を支給すべき程度の廃疾の状態

級	一	二
廢疾の程度	一 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの又は一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢したものの 三 両腕を腕関節以上で失つたもの 四 両足を足関節以上で失つたもの 五 両腕の用を全く廢したものの 六 両足の用を全く廢したものの 七 十指を失つたもの 八 前各号のほか、傷病により廢疾となり、高度の精神障害又は身体障害を殘し、勤勞能力を喪失したものの	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解し得ない状態にあるもの 三 脊柱に著しく機能障害を殘すもの 四 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を殘すもの 五 一手のおや指及びひとさし指をあわせて四指以上を失つたもの 六 十指の用を廢したものの 七 一腕の三大関節中二関節の用を廢したものの 八 一足の三大関節中二関節の用を廢したものの 九 一足を足関節以上で失つたもの 十 十のあしゆびを失つたもの 十一 前各号のほか、傷病により廢疾となり、精神障害又は身体障害を殘し、勤勞能力に高度の制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては、指関節)に著しい運動障害を殘すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めの件

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の廃疾の状態

番号	廃疾の状態
一	一眼の視力が0.1以下に減じたもの又は両眼の視力が0.6以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しなれば大声を解し得ない状態にあるもの
五	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廃したものと、ひとさし指をあわせて二指の用を廃したものと又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したものと
九	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したものと
十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を廃したものと
十六	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものととは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廃したものととは、第一のあしゆびは末節の半分以上、その他のあしゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節(第一のあしゆびにあつては、趾趾関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

理由

農林漁業団体の職員福利厚生を図るため、農林漁業団体の職員共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合法案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法案に対する修正

農林漁業団体職員共済組合法案の一部を次のように修正する。  
附則第四条中「第二十一条第三項」を「第二十一条」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
〔中村寅太郎登壇〕

○中村寅太郎 ただいま議題となりました、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、農林漁業団体役員職員の共済年金制度の確立により、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資せんとして提案せられたものであります。

以下、この制度の骨子のみについて申し上げます。まず、本法によつて新たに設立せられる農林漁業団体職員共済組合は、各種の農林漁業団体のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会及び森林協同組合、中央会、森林組合及び産業協同組合、水産協同組合及び水産業協同組合共済会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、漁船保険組合及び漁船保険中央会、土地改良区、土地

改良区連合会及び土地改良事業団体連合会、都道府県農業会議及び全国農業会議所、開拓融資保証協会、漁業信用基金協会並びにこの組合に使用される役員職員のすべてを組合員とすることとなつており、その団体数は約二十万七千、その役員数は約二十六万人と予定せられております。組合の行います給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付でありまして、いわゆる短期給付はこれを行わないこととしたしております。また、掛金は大体千分の七十八程度とされておりまして、これを組合員と使用団体とで折半負担することとなつており、給付に要する費用の百分の十五及び組合の事務に要する費用について国が補助することとしたのであります。なお、本法の施行期日は昭和三十四年一月一日となつておりまして、それまでにこの組合は設立手続を完了して、同日成立することとなつております。

本案は去る三月十日提出されましたが、堀本厚生大臣その他関係当局の出席を求め、慎重審議の結果、三月二十日質疑を終了いたしました。本案に対する主要な論点は、国民年金制度と本制度との関係、本制度が農林漁業政策上果すべき役割、財源率、整理資源率の算定基礎、平均標準給付の考え方、私学または市町村共済組合との制度内容の比較検討、厚生保険特別会計からの移管金の問題等でありました。が、時間の関係上、会議録により御承知を願うこととし、詳細な報告はこれを省略いたします。

かくて、本日採決に付しましたが、本案に対し、自由民主、社会両党共同提案により、厚生年金と本制度との間に平均標準給付の期間通算を行わない趣旨の修正を行うこととし、社会党中村時雄君より修正案が提出され、本修正案は全会一致をもつて可決され、次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、こゝまた全会一致をもつて可決されました。よつて、本法律案はこれを修正可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、農山漁民あつての団体役員である事実にかんがみ、国民の半ばを占め、かつ劣勢産業のにない手である農山漁民の社会的、経済的地位を考慮し、農山漁民の福祉を積極的に増進するに足る国民年金制度の早期実現をはかるべきであるといふ点、ほか本法の運用に関し、五項目の附帯決議を委員会の総意をもつてすることとしたいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めの件  
○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めの件を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。  
○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕





改訂を一時延期することとするが、協会としてはこの状況下において、なお、この拡充計画の一部に着手するため、事業合理化による節約を一層強行するとともに、借入金増額、減価償却費の削減等の非常措置により、次のとおり三十三年度事業計画並びに収支予算を編成する。

二 建設計画 (ラジオ)

昭和三十三年度における建設計画は、標準放送網の整備、FM放送局の建設等新規拡充計画に六億円、経年のため老朽し、あるいは機能的に陳腐化した機器、施設の取替改善に一三億一、〇〇〇万円、総額一十九億一、〇〇〇万円をもつて施行する。

内訳

1 新規拡充計画

- (一) 放送施設の建設
すみやかに標準放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、静岡ほか一五局の増力、中継放送所三局の建設、第二放送五局の増設及び微電力局の新設に三億八、四〇〇万円である。
(二) FM放送網の建設
東京、大阪FM放送局の増力及び名古屋ほか二局の新設に着手することとし、昭和三十三年度内所要額四、五〇〇万円である。
(三) 一般施設の増設
車両及び業務用宿舎の増設に一億七、一〇〇万円である。

2 老朽設備改善計画

- (一) 放送機器の改善
放送機、空中線装置、音声調整装置及び録音中継機器等の整備に三億八、〇七十一万円である。
(二) 放送施設の改善
東京、福岡、札幌等の演奏所設備の整備、研究所施設の改善、老朽局舎の建替等に九億二、九二五万円である。
(テレビジョン)

内訳

昭和三十三年度における建設計画は、第一放送網について長野ほか一四局の建設を行うとともに、東京、大阪に教育放送局を新設し、また、既設局の放送用設備の改善、演奏所施設の充実をはかることとし、総額三五億五、一〇〇万円をもつて施行する。

内訳

- 1 第一放送網の建設
前年度から継続の室蘭ほか六局の完成、長崎ほか七局の建設及び松山の増力、大阪、静岡の周波数変更工事並びに微電力局の設置に一五億六、一〇〇万円である。
2 教育放送局の建設
東京、大阪教育テレビジョン局の建設に一億七、七八〇万円である。
3 放送設備の改善
東京、大阪、その他既設局放送設備の改善に四億一、二二〇万円である。
4 演奏所の増設
東京演奏所増設費の昭和三十三年度内所要額一四億円である。

三 事業運営計画 (ラジオ)

三年度内所要額一四億円である。
1 要員及び給与
定員としては、前年度八、四九三人に対し、設備の増加、受信契約者数の増加等により、現業要員二二一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により一八九人の節減を見込み、総員八、五二五人であり、これに対する給与の総額は、三七億五、五六一万一千円である。

2 国内放送

イ 放送関係

(一) 放送番組については、番組内容の充実につとめることとし、総額二七億七、〇二二万二千円をもつて実施する。すなわち、番組の編成に五億四、〇二一万円、番組の実施に一九億三、六三三万七千円、番組の資料整備に一億七、五三三万八千円及び番組の調査研究その他に一億一、八二六万六千円である。

(二) 放送施設の保守運用については、一層の合理化をはかることにも設備の改修整備につとめる。このため前年度四億四、九二二万七千円に対し五、二二九万二千円の増額となり、総額五億一五〇万九千円である。

(三) 通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度六億一、七七一

ロ 業務関係

業務関係については、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び雑音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。このため、前年度八億九、一二五万二千円に対し一億三、五五〇万一千円の増額となり、総額一〇億一、六七五万三千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に二億二、〇〇四万二千円、契約及び収納関係に入六、七一一千円である。

ハ 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一四億六、三三三万九千円に対し一億五、二六八千円の増額となり、総額一五億六、八六〇万七千円である。すなわち、一般管理経費に三億四、〇五九万二千円、舎屋の維持管理に二億九、二九二万四千円、職員厚生保健

に五億六、一六六万八千円及び退職手当その他に三億七、三四三万一千円である。

ニ 技術研究関係

技術研究関係については、無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各種技術調査のため、前年度二億八、三七三万三千円に対し五、九二〇万五千円を増額し、総額二億六、七五七万八千円である。

ホ 減価償却費

減価償却費については、建設工事の進捗結果による償却資産の増加のため、前年度六億四、〇〇〇万円に対し六億五、一九〇万円を要するが、本年度は財政収支の均衡をはかるため、その七〇%を償却し、不足額については次年度以降に繰り延べることとする。このため、本年度必要額は、四億五、六三〇万円であり、前年度に対し、一億四、七七〇万円の減額となる。

ヘ 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額二億七、八一七万円で、前年度に比し、現在規模によつて内容の刷新につとめることとするが、社会保険料の増加等によつて、前年度一億八、〇二九万円に対し八、四四万円の増額となり、総額一億七、一一三万円である。

昭和三十三年三月二十日 衆議院会議録第十八号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

4 選挙放送

選挙放送については、衆議院議員総選挙及び都道府県知事その他の補欠選挙放送経費として六五七六千円である。

5 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、八、〇〇〇万円を見込む。

(テレビジョン)

1 要員及び給与

定員としては、前年度六三九人に対し、教育テレビジョン放送の開始、設備の増加、放送時間の延長、受信契約者数の増加等により、現業要員五八一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により八人の節減を見込み、総員一、二二二人であり、これに対する給与の総額は、五億三、五八二万六千円である。

2 放送関係

イ 放送番組については、放送時間は、第一放送については前年度に対し二時間を増加して一〇時間とし、また教育放送については一日六時間三〇分とする。このため、総額九億二、八六〇万一千円をもつて内容の充実につとめる。すなわち、番組の編成に二億一、三五八万円、番組の実施に三億九、七六二万円、番組の資料整備に一億一、三〇七万八千円、及び番組用映画の製作その他に二億四、三二万三千円である。

ロ 技術関係については、設備

の改修整備につとめるとともに運用の合理化をはかるが、局数の増加等により、前年度一億七、一五五万円に対し一億六、二〇五万八千円の増額となり、総額三億三、三六〇万八千円である。

ハ 通信施設関係については、マイクローエーツ専用区間の延長等により、前年度二億九、八五四万五千円に対し三億四、七〇三万二千円の増額となり、総額六億四、五五七万七千円である。

以上により、放送費総額は、前年度九億六、九九九万九千円に対し九億三、七七八万七千円の増額となり、一九億七、七六八万六千円である。

業務関係 業務関係については、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。このため、前年度一億三、〇五八万三千円に対し八、三九二万七千円の増額となり、総額二億一、四五一万円である。すなわち、普及及び受信改善関係に四、〇二二万三千円、契約及び収納関係に一億七、四二八万七千円である。

有料契約者見込数

区 分	昭和三十三年度	昭和三十二年度	増 減
年度初頭契約者数	1,400,000	1,350,000	50,000
年度内新規契約者数	1,350,000	1,300,000	50,000
年度内廃止契約者数	2,000,000	2,000,000	0
年度内増加契約者数	2,700,000	2,650,000	50,000

4 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一億一、四一七万九千円に対し一、二四〇万七千円の増額となり、総額一億八、三二二万六千円である。

5 減価償却費

減価償却費の必要額は、三億三、一〇〇万円である。

6 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は、五億四、四〇〇万円である。

7 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、五、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者見込数 (ラジオ)

昭和三十三年度資金計画概要

1 本資金計画は、昭和三十三年度取支予算並びに事業計画にもとずき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は、ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、四〇〇万人、年度内新規契約者数一、三五八万人、廃止契約者数九三万人、受信料月額六十七円(三カ月につき二〇〇円)をもつて算定した受信料収入予算一、三三億九、五七六万五千円から、そのうちの収納不能による欠損見越額九、四〇〇万円を控除した受信料収入額一、三三億一、一七六万五千円、国際放送関係交付金八、九八六万六千円、選挙放送関係交付金六五七万六千円、受入利息、巡回相談等の雑収入五、五〇〇万円、放送債券四億円発行による入金額三億九、二〇〇万円、長期借入金一、四四億一、五〇〇万円、固定資産売却代金七、七〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一億六、二六〇万円、その他の入金額四、〇〇〇万円をあわせて一、三四億七、〇五〇万七千円と予定した。

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十三年度	昭和三十二年度	増 減
年度初頭免除者数	5,000	4,500	500
年度内新規免除者数	3,000	2,500	500
年度内廃止免除者数	9,000	8,500	500
年度内増加免除者数	3,000	2,500	500

1 有料契約者見込数 (テレビジョン)

区 分	昭和三十三年度	昭和三十二年度	増 減
年度初頭契約者数	1,400,000	1,350,000	50,000
年度内新規契約者数	1,350,000	1,300,000	50,000
年度内廃止契約者数	2,000,000	2,000,000	0
年度内増加契約者数	2,700,000	2,650,000	50,000

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十三年度	昭和三十二年度	増 減
年度初頭免除者数	1,100	1,100	0
年度内新規免除者数	1,100	700	400
年度内廃止免除者数	1,000	1,000	0
年度内増加免除者数	1,000	700	300

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

テレビジョン関係については、年度初頭受信契約者数八五万人、年度内新規契約者数六〇万人、廃止契約者数一二人、受信料月額三〇〇円をもつて算定した受信料収入予算三九億九、一九四万八千円から、そのうちの収納不能による欠損見越額五、九八〇万円を控除した受信料収納額三九億三、二一四万八千円、長期借入金三二億二、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一、六〇〇万円、受入利息その他の雑収入一、六〇〇万円、その他の入金額一、二〇〇万円をあわせて七一億八、五三四万八千円と予定した。

以上、ラジオ、テレビジョン入金額合計二〇六億五、五八五万五千円となり、また前年度から繰り越す資金を三億円と予定することとされたため、これをあわせて、総入金額は、二〇九億五、五八五万五千円である。

本年度の出金額は

ラジオ関係については、事業経費一〇七億三、二七八万二千円、放送設備建設改修費一億九、〇〇〇万円、放送債券返済金四億四、〇〇〇万円、放送債券返済金三億五、〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金一億二、八〇〇万円、予備金八、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他二億二、七二七万三千円、合計一三三億四、八一五万一千円と予定した。

テレビジョン関係については、事業経費二億八億四、一九四万八千円、放送設備建設改修費三億五、〇〇〇万円、放送債券返済金一、六〇〇万円、長期借入金返済金一億一、〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金一億三、一〇〇万円、予備金五、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他五億九、三六三万四千円、合計七二億九、三三八万二千円と予定した。

これにより、出金額は、ラジオ、テレビジョンあわせて、二〇七億七、五〇九万二千円である。

資金の需要及びこれに対する資金の調達を四半期ごとにもれば、別表のとおりであるが、特に、放送債券の発行及び長期借入金への借入については、情勢によつては、放送債券を長期借入金に、また、長期借入金を放送債券にかえて資金需要をみたすこととする。

長期借入金の返済は、ラジオ関係においては本年度返済期にあたる三五五万五千円、テレビジョン関係においては一億一、〇〇〇万円の返済を行うこととした。

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては

は、前年度からの持越額二億二、六九五万円に対し、前記三五五万五千円を返済し、あらたに一四億一、五〇〇万円を借り入れることにより、一六億三、八三九万五千円となり、また、テレビジョンについては、前年度からの持越額二億三億九、六七〇万円に対し、前記一億一、〇〇〇万円を返済し、あらたに三二億一、〇〇〇万円を借り入れることにより五五億六七〇万円と見込まれる。

年度途中における一時的な資金のひつ迫に対しては、短期借入金によることとする。

二 資金計画表

区 分	第一・四半期 第二・四半期 第三・四半期 第四・四半期				合 計
	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	
一 前期繰越金	100,000,000	35,700,000	34,000,000	99,300,000	269,000,000
二 取 入 (ラジオ)	3,370,000,000	4,810,000,000	5,260,000,000	5,710,000,000	19,350,000,000
受 信 料	3,370,000,000	4,810,000,000	5,260,000,000	5,710,000,000	19,350,000,000
放 送 債 券	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
長 期 借 入 金	3,370,000,000	3,810,000,000	4,260,000,000	4,710,000,000	16,150,000,000
交 付 金 取 入	1,370,000,000	1,370,000,000	1,370,000,000	1,370,000,000	5,480,000,000
雑 収 入	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
固定資産売却代金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
放送債券返済金戻入	3,370,000,000	3,810,000,000	4,260,000,000	4,710,000,000	16,150,000,000
その他の収入 (テレビジョン)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000
受 信 料	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000
長 期 借 入 金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000
雑 収 入	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000
放送債券返済金戻入	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	40,000,000
合 計	5,480,000,000	6,030,000,000	6,580,000,000	7,130,000,000	25,220,000,000

(単位千円)

区 分	第一・四半期 第二・四半期 第三・四半期 第四・四半期				合 計
	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	
三 支 出 (ラジオ)	5,010,000,000	4,670,000,000	5,210,000,000	5,710,000,000	20,600,000,000
放 送 設 備 建 設 改 修 費	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
放 送 債 券 返 済	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
長 期 借 入 金 返 済	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
法 定 積 立 金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
予 備 金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	4,000,000,000
その他の支出 (テレビジョン)	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
事 業 経 費	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
放 送 設 備 建 設 改 修 費	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
放 送 債 券 返 済	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
長 期 借 入 金 返 済	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
法 定 積 立 金	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
予 備 金	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
その他の支出	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	1,010,000,000	4,040,000,000
四 後 期 繰 越 金	3,570,000,000	3,400,000,000	3,990,000,000	99,300,000	11,059,300,000

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案についての唐澤國務大臣の趣旨説明

日本放送協会昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

意見書

郵政大臣

日本放送協会昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画を検討した結果、次のとおり意見書を付す。

日本放送協会(以下「協会」といふ)の事業計画の中において言及している計画概説は、協会が今後数年にわたる事業の計画を表明したものであるが、この種の長期計画は協会の使命にかんがみ協会経営者として当然持つべきものであると認める。

協会の収支予算、事業計画及び資金計画をみるに、ラジオにおいては老朽施設の改善及び教育放送の時間増等番組の充実、テレビジョンにおいてはテレビジョン放送の全国普及のための置局及び放送時間増ならびに教育放送の開始等による事業の充実を計画の重点としているが、これらの計画は、協会の使命に照し、おおむね適当なものと認められる。

しかしながら、ラジオ関係においては老朽施設の改善等のため一四億一、五〇〇万円、また、テレビジョン関係においては全国普及のための置局、スタジオの増設等のため三億二、一〇〇万円の長期借入金を目定しているほか、借替えのための

放送債券四億円を予定しているが、この調達には現下の経済事情からみて協会経営者において格段の努力を要するものと考えられる。

また、ラジオの放送時間の増加その他番組充実、超短波放送の実施、給子の改善等に要する経費六億一、九一五万円の増加に対処するため減価却費六億五、一九〇万円から一億九、五六〇万円を減額し、収支の均衡を図ることとしているが、これは現下の放送事情からみてやむを得ない措置と認められる。

ラジオにおける受信者増加の趨勢を勘案するに、受信料収入が大幅に増大して行くものとは考えられない情勢下においては、将来の収入及び財源について格段の考慮を払うべき必要があり、また、この収支予算、事業計画を実施するに当つては、極力経費の節減及び増収を図り、あげて経営の健全化に努むべきものと考ええる。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第三十七条第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてゐるからである。

〔報告書は会議録追録に掲載〕  
〔片島港君登壇〕

○片島港君 たいだいま議題となりまして、放送法第三十七条第二項の規定に

基き、国会の承認を求めるとの件に關し、まして、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして国会の承認を求めらるるに、去る三月六日内閣より提出されたものであります。

議案の内容につきましては大略御説明いたしますと、昭和三十三年度における事業計画につきましては、その重点を、ラジオにおきましては老朽陳腐化施設の改善及び教育放送の時間増等番組の充実、また、テレビジョンにおいては全国普及のための置局及び放送時間増並びに教育放送の開始等による事業の充実を置いておられます。

次に、収支予算におきましては、ラジオ関係については収入支出ともに総額百三十九億八千八百余万円を予定しておりますが、これを昭和三十三年度と比較すれば、収支ともに十二億七千六百余万円の増加となっております。

また、テレビジョン関係については収入支出ともに総額七十五億七千四百余万円を予定しており、これは前年度に比し四十六億六千二百余万円の増となっております。なお、本年度の収支予算においては、受信料を、ラジオ及びテレビジョンともに、昭和三十三年度と同額の、ラジオ月額六十七円、三カ月二百円、テレビジョン月額三百円といたしてあります。

郵政大臣は、これをおおむね妥当なものと認める旨の意見書を付してあります。

以上が本議案の内容であります。通信委員会におきましては、去る三月六日本委員の付託を受け、翌七日以降数回にわたつて会議を開き、政府当局の説明を聴取し、質疑を行いました。

特に参考人として日本放送協会の会長及び理事等の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。質疑応答に当つては、先ごろ伝えられたラジオ受信料値上げの企図が撤回された事情並びに将来における受信料方策、右の値上げ回避の結果として計上されざるを得なかつた多額の借入金調達方法、借入金NHK財政に及ぼす影響、予想される政府からの融資がNHKの自主性に与える作用等のほか、テレビの全国普及、放送番組の向上、特に教育、教養番組の充実等、NHKに期待せられる積極的施策を赤字財政下において推進する方途、多年懸案の従業員の待遇改善方策等、NHK運営の基本に触れる諸問題が活発に論議されたのであります。

かくて、委員会は三月二十日質疑を打ち切り、直ちに討論に入つたのであります。自由民主党を代表して小泉純也君、日本社会党を代表して松井政吉君は、いずれも、日本放送協会の公共的使命にかんがみ、各般の施策に万全を期するより関係当局に一その努力を要望して、本議案に承認を与えるに賛成の意を述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもって本議案はこれに承認を与へます。

うべきものと議決した次第であります。なお、委員会は、委員竹内俊吉君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照らして、全会一致をもって次の附帯決議を行なつたのであります。

附帯決議

一、日本放送協会昭和三十三年度収支予算の執行にあつては放送債券、長期借入金を通じ多額の外部資金の調達を必要とするが、政府は財政資金の融通その他によつて、極力これに便宜を与へるべきである。

二、日本放送協会は、その公共性にかんがみ放送番組編成にあたり教育、教養番組等の拡充及び質的向上を図るべきである。

三、政府ならびに日本放送協会は、国際放送の拡充につき更に積極的施策を講ずべきである。

四、日本放送協会は経営の合理化、経費の節減を図り従業員の待遇の改善に努めるべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(益谷秀次君) この際、内閣提出、刑法の一部を改正する法律案の趣



旨の説明を求めます。法務大臣唐澤俊  
橋君。

〔國務大臣唐澤俊橋君答覆〕

○國務大臣(唐澤俊橋君) 刑法の一部  
を改正する法律案について、その趣旨  
を御説明いたします。

政府におきましては、かねてから汚  
職と暴力の追放に努力して参つたので  
ありますが、最近におけるこれら事犯  
の趨勢にかんがみまして、刑法の一部  
に改正を加えるの必要を認め、ここに  
いわゆるあつせん取賄罪に関する規  
定の新設並びに若干の暴力取締りのた  
めの規定の新設及び改正を内容とする  
この法律案を提出することとしたし  
たのであります。

この法律案の骨子は次の通りであり  
ます。

まず、あつせん取賄罪に関する規定  
は、事柄の性質にかんがみ、一挙にそ  
のすべてを処罰するより広範なも  
のとするには、かえつて全般の弊  
害を伴うことを考慮いたしまして、明  
白に悪質と見られる行為だけを取り上  
げ、かつ、乱用のおそれのないよう  
にするため、すでに刑法で用いらされ  
ている明確な概念によることとしたし  
ました。すなわち、公務員の行なつた  
あつせん行為のうちでも、請託を受け  
て他の公務員の職務上不正の行為をさ  
せ、または相当の行為をさせないよう  
にあつせんすること、またはあつせん  
したことを対象とするものとし、  
また、そのことに関する報酬だけが  
わいろとなることを明らかにいたして  
おるのであります。なお、これに対応  
する贈賄罪の規定を設け、また、国外  
で犯されたあつせん取賄罪をも処罰す  
ることとしたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、暴力取締りに関する規定は、  
第一に、被害者またはその親族等に対  
しまして面会を強請するなどのいわゆ  
るお札参りの行為を新たに処罰するこ  
ととしたしました。第二に、強姦罪、  
強制猥褻罪等は現在親告罪となつてお  
りますが、これらのうち、二人以上の  
者が現場において共同して犯した場合  
においては非親告罪といたしました。

第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪  
ともいふべきものを新設して、二人以  
上の者が他人の生命、身体または財産  
に対して共同して害を加える目的で集  
合した場合に、凶器を準備して集  
合した者、凶器の準備があることを  
知つて集合した者及び凶器を準備し  
しくはその準備があることを知つて集  
合せた者を処罰することとしたしま  
した。第四には、現在親告罪となつて  
おります器物損壊罪及び私文書毀棄罪  
を非親告罪といたしましたことなど  
であります。

以上が刑法の一部を改正する法律案  
の趣旨であります。(拍手)

刑法の一部を改正する法律案(内  
閣提出)の趣旨説明に対する質  
疑

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの  
趣旨の説明に対し質疑の通告がありま  
す。順次これを許します。

高橋順一君  
〔高橋順一君登壇〕

○高橋順一君 私、自由民主党を代  
表いたしました。ただいま議題となつ  
ております刑法の一部を改正する法律  
案に關して、岸内閣総理大臣を初め閣  
僚閣僚に対し、若干の質問をいたさん  
とするのであります。

岸総理は、就任以来、しばしば、い  
わゆる三悪追放について所信を表明さ  
れ、ことに、今国会の休会明け劈頭、  
衆参両院において行われた施政方針演  
説中にも、汚職と暴力の追放につい  
て、強い信念と、かたい決意を述べら  
れたのでございしますが、これはまさに  
政界の肅正並びに暴力事犯絶滅に關  
する国民の要望にこたえんとされるも  
ので、賢明にも政治の要諦に触れられ  
たものでございまして、その見識と勇  
気に対して私は深く敬意を表するもの  
でございます。(拍手) 刑法改正法律案  
は、総理の言われる汚職と暴力追放の  
諸施策の一環として立案、提出され  
たものと存じますが、総理は、この新立  
法の力、新立法の社会的効果をどのよ  
うに評価されておられるか、私はこの  
点をお伺いいたしたいのでございま  
す。

申し上げるまでもなく、汚職、暴力、  
いずれもそのよつて起る原因ははなは  
だ複雑多岐であり、その根ざすところ  
もきわめて深いのでありますから、単  
純に刑罰の威力のみをもつてしては、  
とうていこれを根絶することは不可能  
であります。従つて、この法の持つ社  
会的影響力というものをどの程度に評  
価するかということは、一環の他の施  
策についての考へ方及びこれに対する  
熱意にも少からず影響を持つものであ  
りますから、もしこの価値判断を誤ま  
るようなことがあつて、総合施策の均  
衡が破れて、予期の成果が上らず、  
せつかく総理の理想とせられる清純  
明朗な民主政治確立のために、真に  
核心をついた政策が一方にも中途挫  
折するようなことにでも相ないますか  
らば、国家の一大損失でございませ  
んか。

ら、この際特にこの点についての総理  
の御見解を承わりたいのでございま  
す。(拍手)

次に、総理は、汚職追放、暴力追放  
のため、刑罰による取締り以外の総合施  
策について、具体的にいかなる構想を  
お持ちになつておられるか、というこ  
とであります。私も、刑罰偏重、  
刑罰依存の政治のやり方には賛同いた  
しかねるのであります。もとより、総  
理におかれても、刑罰主義政治には  
反対であられることを確信いたしま  
す。従つて、総理は、汚職と暴力を追  
放するため、この新立法以外に数々の  
具体的施策をお考へになつておられ  
ると思つてあります。すでにこの点に  
ついて施政方針演説においても若干言  
及して施政方針演説においても若干言  
及しておられますけれども、私どもと  
いたしましては、汚職については公  
務員の道義の高揚、行政監察の強化、  
責任の明確化と信賞必罰の徹底等、ま  
た、暴力については特に青少年の保護  
育成、一般社会環境の浄化等、根本的  
施策の必見を痛感いたしております  
が、新立法の総合的に考へべき問題で  
ありますので、法案が提出された今日  
の新しい段階において、あらためて総  
理のお考へを明らかにしていただき  
たいのでございします。

次に、唐澤法務大臣にお尋ねいたし  
ます。

あつせん取賄罪の規定については、  
さきに社会党案が国会に提出されてお  
りまして、社会党の諸君は、自画自  
賛、盛んにその案がrippなもののよ  
うに言われるのでございします。政府案に  
ついては、ざる法案とか、あるいは  
骨抜き案だとか、批判の声のあること  
も耳にするのでございしますが、政府筋  
からいまだ政府案についての自慢話を

承わつておらないのでございします。私  
は、ここで、大いに唐澤法務大臣から  
その御自慢話を承わりたいのでありま  
す。社会党案より政府案がいいと考へ  
られたからこそ提案されたものであり  
ましたらうが、それなら、その理由を  
堂々と明確に述べていただきたいので  
ございします。(拍手)

わが国におけるあつせん取賄罪につ  
いての立法史の上から見て、昭和十五  
年の改正刑法仮案、昭和十六年の刑法  
改正法律案、昭和十八年の戦時刑事特  
別法中改正法律、これらが注目に値  
する立案であると思つてあります。  
そうして、社会党案は、それらの中か  
ら、戦時中でさえ概念が不明確で、  
チェコスロバキア刑法を除き、他に世  
界に類例を見ないほどの広範なもの  
で、それゆゑに檢察官の職務を誘起  
する危険ありとして、法律としては日  
の目を見ることのできなかつた、昭和  
十六年の不成立立法案を模倣しておら  
れるのでございします。(拍手) これは昭和  
十八年の戦時立法よりも高度のもので  
あります。戦後は戦前より立法論もは  
るかに進歩し、刑罰法規は民主的に非  
常に大事をとるようになっておること  
を、われわれは反省しなければなら  
ないと思ひます。刑法学の大家であられ  
るところの小野清一郎博士は、今審議中  
のこの政府案を評して、いみじくも、  
骨抜き案では断じてない、骨だけの案  
だと申され、世界のどこに出しても恥  
かしくない案だと賛辞を漏らされまし  
たが、けだし私は名言であると思は  
れるのであります。(拍手) 唐澤法務大臣  
は、ここに両案を比較し、政府案のま  
さされるゆゑんをつまびらかにされたい  
のであります。

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する高橋順一君の質疑

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する高橋謙一君の質疑

第二に法務大臣にお尋ねする点は、検察官の職務執行の適正の保障、ことに検察フアッシュの防止についてでございます。政治的な事件には、よくこの問題がつかまるといふのでございませぬが、誤まった捜査、誤まった起訴、または裁判のはなはだし運延によつて、ほとんど一生を犠牲にするような、取り返しのできない損害をこうむつた人々が数多くあつたことは、法務大臣もよく御存じのところでありまして、国家として、それらの人にかつて、その罪を謝し、その心を慰めんとするが、これは真剣に考えなければならぬ問題であると私は思うのでございませぬ。(拍手)それと同時に、将来かかる誤まりを再び繰り返すことのないよう、政府は責任をもつて万全の策を講じなければならぬことは当然であります。法務大臣は検察官を指揮監督する立場におありですが、この指揮監督権の運用について、いかなる理念に基き、いかなる構想をもつて臨まれるか、また、国民の良識から考へてどうして許しがたしとする過誤を犯したものに對して、どのような措置をとられるおつもりであるか、法務大臣の所信を承わりたいのでございませぬ。

が世界の常識となつておる今日であります。法務大臣は、裁判迅速の方途について、制度的に何かお考えをお持ちになつておられるか、また、これに關連する問題として、理論的にも不合理である無罪判決に対する検事の上訴制度を、英米の例にならぬ、全廢または制限する意図がおありかどうか、お伺いをいたしたいのでございませぬ。

次に、國家公安委員長である正力國務大臣に、警察活動の指揮の問題についてお伺いいたします。警察の中立性確保は憲法及び警察法の精神でございまして、われわれはこれを尊重し、これを育成せんとするものであります。が、わが國においては、一般的に中立性確保に關する制度と運用とはなはだ未熟であるように感ぜられまして、いまだその真価と妙味を十分に發揮しておられない段階のごとくに思われるのであります。中立性を維持しなければならぬ者の団体が、口には中立性を叫びつつ、一政党に偏するの態度に出たり、中立性機構の牙城に閉じこもつて、孤立、偏見、独斷、横暴の弊に陥つたり、われわれの理解し得ない事象の起ることのあるのが、現在の日本の状態でございます。この現実の上に立つて、冷静に警察制度を考えますときは、私どもが疑問と危懼を抱きますことは、警察活動の指揮監督の問題であります。檢察官の場合には、もし権限乱用の危険があるようなときには、法務大臣は一般的指揮監督権のほか、具体的事件についてさへ檢察官を通じて指揮する権限が認められておまして、いわば檢察官フアッシュの防波堤となつておるのであります。警察の場合は、かかる配慮がなされておられません。具体的犯罪捜査について見ますと、緊急事態の場合を除き、特殊のもので警察長官、一般

規定の趣旨から見まして、一応あつせん取賄罪の被害法益は、憲法に淵源する公務員の廉潔性と公務の公平性というところにあるであらうと思はれるのであります。が、政府の御意見を伺ひたいのであります。

次に、法律問題として、ただ一点だけ法務大臣にお尋ねいたしますが、それは、あつせん取賄罪の規定によつて守らうとする法益は何かということでありませぬ。今日までのこの問題についての沿革、ことに論議の経過を見ますと、この法益の点は必ずしも明確にされていぬのであります。昭和十六年案のごときは、この点が明瞭を欠いため、あつせん取賄の規定は議會を通過しなかつたやうな歴史があらます。また、被害法益の点が明らかにならなかつたやうな歴史があらます。また、被害法益の点が明らかにならなかつたやうな歴史があらます。また、被害法益の点が明らかにならなかつたやうな歴史があらます。

最後に、唐澤法務大臣、正力國務大臣にお尋ねをいたしたのであります。暴力事犯は最近量、質とも悪化の傾向にあることは御存じの通りでございまして、これが非常に社会を暗くいたしておるのが実情でございませぬ。かかる事態に對処しますには、事の性質上、法の威力を示し、取締りを強化しなければならぬことは当然であります。が、國民一般の目から見ますと、近ごろの警察当局並びに檢察当局の暴力に對する活動ぶりに對しては、まだまだ満足いたしかねるものがあるものであります。当局の力で早く暴力からの不安や恐怖を一掃してもらいたいというものが國民の願ひであるようにも思はれるのであります。警察、檢察の責任はきつめて重大であることはもちろんであります。当局は、一方、行き過ぎ正を是正を成はかりつつ、他面、怯懦や萎縮を成め、職責完遂に邁進して、もつて國民の期待に沿わなければならぬものと思

的には都警察では警視總監、道府縣警察では警察本部長、これらを頂点として、全く警察官位にまかせつきり、警察のひとり歩きという状態でありませぬが、世界の警察の今日までの歴史、その職務の性質、内容等から考えまして、単に國務大臣が國家公安委員長であるとか、人事権による間接的監督とか、警察官の教養と良識に待つといふことだけで、いわゆる警察フアッシュを防止し得る自信がおありかどうか、警察活動の誤まりなきを保障し得るものと考へられるか、檢察官法に定むる法務大臣の指揮監督権のごとき制度を必要と考へられないか、これらについて所信を承わりたいのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(岸信介君) 高橋君の御質問にお答えをいたします。新立法の効果をどういふふうに見ているか、汚職及び暴力の追放のために総合的政策を必要とするが、その具體的の策はどうかを考へるかという御質問であるかと思ひます。言うまでもなく、汚職、暴力というものは民主政治の敵でありまして、われわれが真に明るく民主政治を完成していく上におきましては、いかなる意味においてもこの汚職、暴力をなくしなければならぬことは言うを待ちませぬ。もちろん歴代の内閣におきまして、もちろん、それを意圖して、いろいろな施策を行なつてきております。私自身が國民にこのことを公約して参つておりますのは、この問題を取り除くといふ強い私の念願から出ておるわけでありまして、これは、もちろん、一片の法律を改正することによつてこれが除けるといふふうな簡単なものでないことは言うを待ちませぬ。こゝろの事態が起つてゐるのは、やはり社会に深いその禍根があるわけでありまして、いろいろな意味における社会環境の改善や、その他おあげになりましたやうな総合政策をもつて進んでいかなければならぬこと言ひを待ちませぬ。このあつせん取賄罪及び暴力に關する今回の刑法改正は、もちろん、いろいろな批判があら

るのであります。が、兩大臣はどのようなお考えであるか、暴力事犯取締りに關する御決意のほどを承わりたいのでございませぬ。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(岸信介君) 高橋君の御質問にお答えをいたします。新立法の効果をどういふふうに見ているか、汚職及び暴力の追放のために総合的政策を必要とするが、その具體的の策はどうかを考へるかという御質問であるかと思ひます。言うまでもなく、汚職、暴力というものは民主政治の敵でありまして、われわれが真に明るく民主政治を完成していく上におきましては、いかなる意味においてもこの汚職、暴力をなくしなければならぬことは言うを待ちませぬ。もちろん歴代の内閣におきまして、もちろん、それを意圖して、いろいろな施策を行なつてきております。私自身が國民にこのことを公約して参つておりますのは、この問題を取り除くといふ強い私の念願から出ておるわけでありまして、これは、もちろん、一片の法律を改正することによつてこれが除けるといふふうな簡単なものでないことは言うを待ちませぬ。こゝろの事態が起つてゐるのは、やはり社会に深いその禍根があるわけでありまして、いろいろな意味における社会環境の改善や、その他おあげになりましたやうな総合政策をもつて進んでいかなければならぬこと言ひを待ちませぬ。このあつせん取賄罪及び暴力に關する今回の刑法改正は、もちろん、いろいろな批判があら



昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田中幾三郎君の質疑

○國務大臣(正力松太郎君) お答えいたします。

私に対する、まず警察官の活動、監督の点についてお答えいたします。申し上げるまでもなく、警察官は公平でなくちやならぬ、正しくなくちやならぬということでありまして、この意味におきまして、各府県に公安委員会という中立の機関を設けて十分に監督させています。そのほかに、なお、各府県には警察本部長を置き、また警視總監もおりますが、しかし、この点についてはなお私は考究する余地があると思ひます。そうして御期待に沿うようになしたいと思つております。

次に、暴力の問題であります。暴力の取締りということは、国家の治安上、これほど重大なことではないと思ひます。従つて、従来も警察庁としては努力してまいりましたが、なお今後一そう努力しまして御趣意に沿うようになしたいと思ひます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中幾三郎君。

〔田中幾三郎君登壇〕

○田中幾三郎君 私、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のごさいました刑法の一部改正法律案、そのうちで、特にあつせん取賄罪に関する規定、集合に関する規定について、若干の質問をいたさんとするものであります。

本法案は、ついに、ようやく、今日ここに提案されたのであります。汚職追放は岸内閣の三大スローガンの一つであつて、あつせん取賄罪を刑法中に加えるということはその措置として必要であり、岸内閣も、総理も、ついに

これを言明いたしておつたにかかわらず、今国会もはや三カ月を経過いたしました今日、ようやくこの法案が提出されましたことは、私は岸総理が果して汚職追放を真に心からやるつもりであるかどうかということについて疑わざるを得ないのであります。(拍手)

昨日、法務大臣は、参議院におきまして、法制審議会の審議に手間がかつたということを申しましたが、ただいま法務大臣も申された通り、この法案はすでに大正五年に立案された古い法案であるのでありまして、今さらこの審議に時日を要するということ、私ども理解し得ざるどころであり、聞くところによりまして、党内にはこの法案に対する非常に大きな反発があつて、党内と政府との間に調整を要するがために時日を要したということをお聞きしておるのであります。

(拍手)なるほど、この法案は、まことに国会議員を含む公務員にやいばを向ける法案であります。事によつてはみづから作つた法律によつてみづから逮捕せられなければならぬかもしれない法案でありますので、この法案の審議について関係ある公務員諸君が非常に関心を持たれるのは、もつともであります。けれども、ただいま法務大臣の申された通り、各般の行為を網羅すべきであつたけれども、さしあつたつてこの法案を提出したと申されました。これは、この法案に對して、世間は、どうの法案である、骨抜き法案であるといふこの批評の通り、語るに落ちたものではないかと私は思ふ。(拍手)各般の行為を網羅せずして何を追放するのでありますか。

私は、以下、この法案はざる法案である、骨抜き法案であるという点について、二、三質問をいたさんとするものであります。(拍手)

そもそも、公務員は国家全体の奉仕者であつて、その与えられた権限と地位は公的なものである、一身に属する私的な権利ではないのでありますから、その職務に関する限り、公けの給与以外には何人からも不当な金銭その他の利益の提供を受けてはならないのであります。(拍手)この公けの地位、権限を私有化して利益と結びつくところから公務員の倫理が乱れるのであります。規律がゆるむのであります。腐敗が生ずるのであります。公務員が、自己の職務の権限外の行為であつても、その地位を利用して他の公務員の職務行為をあつせんするのであるならば、いわば間接的に他の職務に干渉することとなるのであつて、これに關係して金銭その他の利益を得るといふことは何らの合法性もない。公務員の公けの職務権限を汚すことは直接公務員に對して利益を得ること何らの違いがないと信ずるのであります。(拍手)

あつせん取賄を刑罰の対象とする法的理念は、現行刑法が自己の職務に對してわいろを收受することを公務員の公正と純潔を犯すものと解釈するのと同様に、公務員が自分の地位を利用してほかの公務員の職務をあつせんすること自体もまたその公務員の純潔と公正を害するものと理解するからであります。このことは、先ほども申しました通り、すでに昭和十五年の刑法改正法案においても認められておるのであります。昭和十六年には貴族院は通過いたしましたけれども、衆議院において否決の運命を持つたのであります。公務員がその地位を利用してほ

かの公務員の職務に属する事項についてあつせんをすること、またなしたことに對して、わいろを收受することをおつせん取賄罪として認めようとしたのが、この法案であります。

わが社会党は、昭和二十九年の第九国会において、これとほとんど同趣旨の法案を提出いたしました。審議未了に終りまして、さらに昭和三十三年第二十六国会におきまして提案をいたしました。目下継続審議中であることは、御承知の通りであります。ただいま法務大臣が説明されました通り、本案はわが社会党の提出しておりますところの法案と著しくその内容を異にいたしてあります。ただ、あつせんでは、処罰しないのであります。すなわち、本法案によりまして、あつせんされる行為が不正なることを要する。そのあつせんをすることという行為に不正であるという制限をつけておるのであります。たとえば、大臣や国会議員や官庁の役人が、他人から頼まれて、他の役人に認可や許可や物件の払い下げや低利資金の借入れをあつせんと謝礼をもらつても、不正の行為と認められなければ何ら罪とならぬのであります。そういうことになつて、大臣や議員や役人や、その地位や肩書きを利用する周旋屋が、政界、官界を横行いたしました。大手を振つて公然とこれを行つたこととなりまして、官界、政界の肅正どころか、むしろ綱紀はゆるみ、純潔は汚れ、ボスとブローカー横行の腐敗社会を出現するであらうと思ふのであります。

(拍手)今日までこういう考へのもとにしばしば逮捕された事件がありましたけれども、現行刑法の演義罪のもとにおいては、この抜け穴を通じて、いずれも無罪になつておるのであります。お気の毒でありますけれども、昭電事件の判決に見ますと、外務大臣であり特別調達庁の長官である者が、進駐軍の資材の政府支払いに関することを閣議に持ち込んで、その外務大臣たる地位を利用して閣議の決定を業者有利に取り計らつても、外務大臣は閣議の決定権がないから、それは職務権限外のことである、職務に關したことでない、こつちうに認定されておりました。また、外務大臣が業者を特定金融機関に紹介して、復興金融公庫から融資をするに對して有利に取り計らつて謝礼を受けても、特定金融機関を直接指揮監督するのは大蔵大臣であるから、外務大臣が口をきいても職務に關したものでないであつて、紹介行為と見るべきであるから、取賄とは認められないといふのが、この判決の趣旨であります。

公務員の地位、肩書きといふものは一つの威力であります。非常な影響力を持つております。その地位に伴う力を利用して他の公務員に働きかけて、その利用価値に對してわいろを受けるということは、それ自体不純であり、不潔であり、不正であり、綱紀を紊乱すると思ふのであります。われわれの倫理観、正義感から見ますならば、この地位を利用する者こそ責任を追及するべきであると信ずるのであります。(拍手)この欠陥を補うために世間にはあつせん取賄罪を要求いたしておるのであります。しかるに、本法案は、この欠陥を少しも救済しないで、むしろ構成要件をきつくしほつて、犯

罪の成立を困難にいたしておるのであります。すなわち、こういふことが許されるならば汚職あつせんを公認することになるのであります。(拍手)われわれは断じてこの程度のあつせん取賄罪では汚職追放はできないと信ずるのであります。

法務大臣にお伺いをいたしますが、この法案の抜け穴は幾つもあります。すなわち、一つは請託の有無を要求しておりまして、請託を受けたのかどうかということによって言いわけができるのであります。たとえは、みずから進んであつせんを申し出たり、また、人のやつておることに割り込んであつせんを申し出たりする、さうな人は、請託を受けたのではないからといって、免れて恥なきやからとなるのであります。(拍手)その立証をいかにいたしますか。

第二に、不正の行為をなすしめること、また相当の行為をしないことをあつせんした場合に限っておりますが、認可や、許可や、払い下げや、そのような行政行為あるいは金融を頼む等の業務行為をあつせんして利益をとつても、これを見のがすといふことは、あなたの正義観はこれを許すでありましょか。ここにも逃げ道があると信ずるのであります。

しかも、いま一つの抜け穴は、現行刑法におきましては、職務に關していろいろの事実行為を罰しておりますが、本法案によりまして、報酬としていろいろを受け取らなければ犯罪にならないといふのであります。報酬として受け取らなければ、他日選挙の費用をもらうやうなときか、あるいはそのほかに

名をかりて、報酬ではないといつてのがれていくおそれがあるのであります。われわれのみならず、世間はこれをさるる法案、骨抜き法案といふのは、こういふところが抜けておるから言るのであります。法務大臣はいかにお考えでありますか。(拍手)

さらに、先ほど申し上げた触れまじりたけれども、本犯罪の本質についてであります。すなわち、何をやったことが悪いのであるか、犯罪の対象についてであります。本法案によりまして、不正行為をなし、または相当の行為をなさないといふあつせんをされた者の行為を犯罪とするのであります。あつせんされた者が不正行為をする、相当の行為をしないといふその公務員の行為を犯罪として罰するのであります。さうもなくて、肩書きや地位や顔を利用してあつせんするといふ公務員のこの行為を罰するのであります。か、い、それを対象としたしておるのであります。先ほどは公務員の公正と廉潔といふことを申されましたが、その公務員の公正と廉潔は何人によつて犯されておるかといふことでもあります。この点を御答弁願ひたいと存するのであります。

さらに、私は、総理大臣に対しまして、今の点に觸れて、あなたは汚職追放を念願としておるのでございませうし、公務員の公正と廉潔を主張なさつておるのであります。ただいまの点に觸れまして、かようなあつせんを、公務員がその地位や肩書きや顔を利用してあつせんするといふその公務員は果して廉潔であるか、公正を保つておるのであるか、あなたのこの点に対する正義観、倫理観といふものを私はお伺ひたいのであります。(拍手)

さらに、この法律一つをもつていたしましては、綱紀の肅正、政官界の浄化の出来ないことはもちろんであります。先ほど第三者供賄罪の話が出ましたけれども、この点は、なるほど、昭和十六年から第三者供賄の犯罪は四人しかなくつたといふことでもあります。この点は、私は、いかに第三者に供賄をして抜け道があつたかといふことをむしろ証明することであると思つてあります。それから、これを罰するがために、やはり政治資金規正法を改正いたしました。自分ではあつせん取賄することなく、あつせん取賄行為に對して政党内閣の政務部その他の公共団体に金を取らしめるといふところから、政治資金規正法を改正して、これとこの法律と相俟つて実行するにあらざれば、綱紀の肅正も政官界の浄化も不可能であると信ずるのであります。(拍手)

私は、さらに、この問題に關係いたしまして、あつせん取賄罪は公務員の職務行為に關係のある犯罪でありますから、ほとんどが政治的背景を舞台に行われる必然性を持つておるのであります。従ひまして、その運用におきましても政治的に左右されるのではないかと思つてあります。この犯罪を徹底的に糾明するためには、これに關連して檢察権の確立を必要とする存するのであります。かつての造船疑獄のように、指揮権の発動一つによつて事件がうやむやのうちに葬り去られるやうなことがありますならば、百のあつせん取賄罪を作つても、何らこれを糾明することはできないのであります。(拍手)たとい大臣の運命を左右し、時

の政府を倒すやうなことがあつても、きざんたる態度によつて檢察権を行使しなければ、綱紀の肅正、汚職追放の目的は達せられません。かつて、大正二年のシーモンス事件におきまして、昭和三年の田中内閣の私鉄事件におきまして、昭和八年の帝人事件におきまして、閣僚から被告を出して内閣が崩壊することを司法権の前にささえることができなかったものであります。有名な大隈内閣の大浦事件におきましては、大隈首相、大浦内閣の威力をもつても、平沼検事総長を弾圧指揮することができなかった。汚職の追放は、厳正にして公平なる檢察権の存することによつて初めて可能であります。内閣と政党内閣を救済するための指揮権の発動のごときは全く司法権をじゅうりんとするものであるといわなければなりません。(拍手)よつて、私は、総理大臣に対しまして、檢察庁法第十四条によるところの、司法権の、檢察権の発動、すなわち指揮権の行使について何らかの法的措置を講ずるお考えがあらうか、どうか、しからずんば、法務大臣は政党内閣の公平無私なる人をもつてこれに任ずるの意思があるかどうか、この点についての総理大臣の御意見を伺ひたいと思つておるのであります。

私は、さらに、暴力集合罪について、一点、石田芳相にお伺ひいたしたいと存するのであります。本法案における二百八条は、御承知の通り、二人以上の者が他人の生命、身体または財産に對し共同して害を加ふる目的をもつて集合したる場合において、凶器を準備したる場合にはその準備することを

知つて集合したる者を処罰する規定であります。犯罪の形から見ますならば、これは、静止状態、静かなる姿におけるところの犯罪であります。刑法の百六条によりまして多衆集合して暴行、脅迫を加ふるといふいわゆる騒擾罪、これを動的の犯罪といはしますならば、たとい凶器を持参いたしておりまして、集合しておるといふ事実を犯罪の対象にいたしますならば、これは静止状態におけるところの犯罪であります。しかし、この犯罪を取り締るためには百七条の多衆集合罪があるものであります。この点につきましては、この法律と百七条の犯罪とは全く同じような姿の犯罪であると思つてあります。しかし、集合しておれば形は犯罪でありますけれども、よく調べてみなければ、その目的なり、所持しておるところの凶器がわからないのであります。誤まつてこれを見ますならば、集合それ自体を犯罪とされるおそれがあるのであります。私がなぜこのことを申しますかといふと、労働省から昭和三十一年一月十四日に事務次官通牒として出された「團結権、団体交渉その他の団体行動権に關する労働教育行政の指針について」という通牒がございませう。これによりまして、ストライキは正當な行為であるけれども、集團示威を行なつたり、張り紙をしたり、歌を歌つたり、ピケラインを張つたりするやうなもの、それ自体は、ストライキではなくして、これに随伴する行為であると解釈されておるやうであります。従ひまして、これらの行為は、禁止も是認もされていないのであるから、正當な行為といふことはできない。い

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する田中幾三郎君の質疑

ば正でも不正でもない中性的な行為の  
ように解釈いたしておるようでありま  
す。しかも、この当然性を主張し得る  
ものではないから、ほかの法益を侵害  
するときは違法の責めを免れない。  
静止の状態においてはこれを罰するこ  
とが——犯罪ではないと一応解釈され  
ておるのであります。この法律が  
できましてからは、集合の姿をもって  
犯罪であるといつて、一応検挙、逮捕  
するおそれがあるのではないかと信ず  
るのであります。私は、この意味にお  
きまして、労働省のこのようなスト  
イキに対する法的解釈からいまして  
て、本法案による集合罪を処罰する  
という事は労働運動弾圧への一歩の前  
進ではないかといふことをおそれるの  
であります。この点につきまして労働  
大臣はいかにお考えになりますか、御  
答弁をお願いいたす次第であります。  
(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) 田中君の御質  
問にお答えいたします。  
第一に、このあつせん収賄罪の今回  
の改正をなしたことが非常におそい  
といふお話をありますが、これは、言  
までもなく、先ほど来いろいろな論議  
がありまして、また、御承知のよう  
に、過去の立法例や立法の沿革やあ  
るいは諸国の立法例等におきましても  
論のある問題でありますから、これをや  
るとして、私は、非常な慎重な態度で  
もって、十分あらゆる場合を研究し尽  
していかねばならない重要な法案  
だと思つて、この意味において、わ  
れわれは慎重に審議をいたして参つ  
たわけでありまして、何かその間にお  
いて、党との関係においていろいろな

とを御想像あつての御質問でありま  
したが、決してそういう事柄は絶対にな  
いことを明確に申し上げておきます。  
第二に、この法律によつてわれわれ  
が確保しようとするものは、言つて公  
正な職務執行でございます。私は、政  
治家、ことに民主政治のもとにおける  
政治家が、いろいろと民意——国民の  
意のあるところを官庁やあるいは地方  
公共団体その他の方に伝へて、その違  
せられるように協力し努力するといふ  
ことは、正當なるこれは政治活動であ  
ると思つて、従つて、それが度を越  
すところ、このあつせん収賄の問題  
が起るわけでありまして、そういう  
点について、一方においては検察  
フアッシュやその他他人権じゅうりんの  
ことの起らないように、しかも、今申  
す公務員の廉潔と公正を確保するため  
に必要なあれはどうであるかといふこ  
とを十分に検討して、政府としては確  
信のある案を提案いたしておるわけ  
であります。

第三は、検察権の行使の公正を期せ  
なければならぬ。これは、御説の通  
り、われわれもそう思つて、従つ  
て、これらの汚職追放といふようなこ  
と、暴力追放といふことに關しまし  
て、私は、検察官の会合等におきま  
して、政府の趣旨を十分に述べてお  
き、そういうことに対して、政府がこ  
れを抑制しようといふような考えは毛  
頭持つておりませんし、また、過去に  
おいてそういうことをしたことはな  
い。むしろ、私は、遺憾ではあるけれ  
ども、過去においてそういう汚職の事実  
や暴力の事実があるならば、これはあ  
くまで検挙して、そうしてこれを明

らかにし、社会に対してこれを戒めな  
ければならぬ、そういう犠牲をやむ  
を得ないという態度をとつて今日に來  
ておるわけでありまして、ただ、そうす  
れば、検察権に対する指導等について法  
的措置を講ずる必要はないか、あるは  
法務大臣といふものを政黨員外から  
選ぶべきじゃないかといふお話であ  
りますけれども、私はそういうことは考  
えておりません。(拍手)

〔国務大臣唐澤俊樹君登壇〕

○国務大臣(唐澤俊樹君) あつせん収  
賄罪に關する政府案につきまして、い  
ろいろと御批評をいただきましたが、  
先ほど来だんだんと申し上げました通  
り、このあつせん収賄罪に關する規定  
は、おそくは刑法の条文の中では立法  
技術上最もむずかしい問題とされてお  
る条文でございます。これを広く規  
定いたしましたれば、あるいは刑罰の目  
的は達するかもしれませんが、その  
その反面におきまして、あるいは人権  
じゅうりんと、あるいは検察フアッシュ  
の端を開くといふことで、この問題に  
ついては従来から学者や専門家の間に  
非常に議論がございましたけれども、必  
ずしも一致してござりません。各国の立  
法例を見ましても、まちまちでござ  
りまして、また、わが國の刑法の母法  
といわれておるドイツの刑法におきま  
しても、長い間學者が論議いたしまし  
たけれども、この二つの要件を具備す  
るような法律がでないために今日ま  
で立法化されておらないといふほど  
に、非常にむずかしい問題とされてお  
るのでござります。このたびの案にお  
きましては、なるほど、社会党の御提  
案のあつせん収賄に關する法律案より  
は、この処罰の対象は狭いのでござ

ますけれども、これをあまり広く規定  
いたしますれば、先ほど申し上げまし  
たように、あるいは人権じゅうりんとあ  
るいは検察フアッシュの端を開く、こ  
ういふ危険を感じまして、そうして現  
在のような程度の法律案が最も現段階  
において適正な案と信じておる次第で  
ござります。

その他の点につきましては、委員会  
におきまして、詳しく条文について申  
し上げたいと思つて、(拍手)  
〔国務大臣石田博英君登壇〕  
○国務大臣(石田博英君) だんだん健  
全になっております労働組合運動が、  
あの法律に規定しております他人の生  
命や財産を侵そうとする目的を持った  
り、あるいは凶器を持ったりするよう  
なことはないかと信じますから、この法  
律は労働組合運動には適用いたしま  
せん。(拍手)

〔副議長(杉山元治郎君)〕

これにて質  
疑は終了いたしました。  
○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれ  
にて散会いたします。  
午後三時五十四分散会

- 出席国務大臣
- 内閣総理大臣 岸 信介君
  - 法務大臣 唐澤 俊樹君
  - 大蔵大臣 一萬田 尚登君
  - 文部大臣 松永 東君
  - 郵政大臣 田中 角榮君
  - 労働大臣 石田 博英君
  - 国務大臣 石井光次郎君
  - 国務大臣 正力松太郎君
- 出席政府委員
- 内閣官房長官 愛知 揆一君
  - 法制局長官 林 修三君

- 法制局第二部長 野木 新一君
- 警察庁刑事部長 中川 重治君
- 法務省刑事局長 竹内 壽平君
- 外務政務次官 松本 瀧藏君
- 文部政務次官 白井 莊一君
- 郵政省電政 濱田 成徳君
- 監理局長 濱田 成徳君

明説を省略した報告  
(通知書受領)  
一、昨十九日参議院議長から、国会に  
おいて承認することを議決した次の  
件を内閣に送付した旨の通知書を受  
領した。  
日本國とソヴィエト社会主義共和國  
連邦との間の通商に關する条約の締  
結について承認を求めるとの件  
一、昨十九日参議院議長から、次の法  
律の公布を奏上した旨の通知書を受  
領した。  
宥春防止法の一部を改正する法律  
婦人補導院法  
製造たばこの定価の決定又は改定に  
關する法律の一部を改正する法律  
昭和二十八年年度から昭和三十三年度  
までの各年度における困債整理基金  
に充てるべき資金の繰入の特例に關  
する法律の一部を改正する法律  
漁船再保険特別会計における特殊保  
険及び給付保険の再保険事業につ  
いて生じた損失をりめるための一般  
計からする繰入金に關する法律  
爾糸価格安定法の一部を改正する法  
律  
(常任委員辭任)  
一、昨十九日議長において、次の常任  
委員の辭任を許可した。  
内閣委員  
稻村 隆一君 赤路 友藏君

三三〇

外務委員

勝岡田清一君 田中織之進君  
西尾 末廣君 中居英太郎君  
原 茂君

大蔵委員 戸塚九一郎君 神田 大作君  
文教委員 井原 岸高君 北村徳太郎君  
野依 秀市君 野原 覺君  
池田 清志君 小林 錦君  
原 健三郎君

農林水産委員 阿部 五郎君 赤路 友蔵君  
永井勝次郎君 稻村 隆一君  
山手 満男君 鈴木 義男君  
運輸委員 中居英太郎君 田中織之進君  
通信委員 原 茂君 勝岡田清一君  
建設委員 池田 清志君 渡邊 惣蔵君  
野依 秀市君

予算委員 川保 清吾君 原 彪君  
議院運営委員 山本 幸一君 吉川 兼光君  
井堀 繁雄君 多賀谷眞稔君  
(常任委員補欠選任)  
一、昨十九日議長において、次の通り  
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 赤路 友蔵君 稻村 隆一君  
外務委員 原 茂君 中居英太郎君  
渡邊 惣蔵君 田中織之進君  
勝岡田清一君  
大蔵委員 山手 満男君 阿部 五郎君

文教委員

小林 錦君 原 健三郎君  
池田 清志君 石野 久男君  
野依 秀市君 井原 岸高君  
北村徳太郎君

農林水産委員 神田 大作君 稻村 隆一君  
川保 清吾君 赤路 友蔵君  
戸塚九一郎君 八木 昇君  
運輸委員 田中織之進君 中居英太郎君  
通信委員 勝岡田清一君 原 茂君

建設委員 野依 秀市君 西尾 末廣君  
池田 清志君  
予算委員 永井勝次郎君 鈴木 義男君  
議院運営委員 井堀 繁雄君 多賀谷眞稔君  
山本 幸一君 吉川 兼光君  
(議案提出)  
一、昨十九日議員から提出した議案は  
次の通りである。  
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔  
道整復師法等の一部を改正する法律  
案(野澤清人君外七名提出)

一、昨十九日内閣から提出した議案は  
次の通りである。  
放射線障害防止の技術的基準に關す  
る法律案  
農業改良助長法の一部を改正する法  
律案  
(議案受領)  
一、昨十九日参議院から受領した内閣  
旅館業法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する  
法律案  
(議案付託)  
一、昨十九日委員会に付託された議案  
は次の通りである。  
旅館業法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二二六号)(参議院送付)  
身体障害者福祉法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第五五号)(参議院  
送付)  
以上二件 社会労働 付託  
委員会

農業改良助長法の一部を改正する法  
律案(内閣提出第一四二号)  
農林水産委員会 付託  
(議案送付)  
一、昨十九日参議院に送付した内閣提  
出案は次の通りである。  
青少年問題協議会設置法の一部を改  
正する法律案  
科学技術庁設置法の一部を改正する  
法律案  
科学技術会議設置法案  
皇室経済法施行法の一部を改正する  
法律案  
理化学研究所法案  
公営住宅法第六条第三項の規定に基  
き、承認を求めるの件  
海難審判法の一部を改正する法律  
案  
(条約通知書受領)  
一、昨十九日参議院において、次の件  
を議決した旨の通知書を受領した。  
日本国とソヴィエト社会主義共和国  
連邦との間の通商に關する条約の締  
結について承認を求めるの件  
(議案通知書受領)  
一、昨十九日参議院において、次の内  
閣提出案を可決した旨の通知書を受

領した。  
売春防止法の一部を改正する法律  
案  
婦人補導院法案  
製造たばこの定価の決定又は改定に  
關する法律の一部を改正する法律  
案  
昭和二十八年年度から昭和三十三年度  
までの各年度における國債整理基金  
に充てるべき資金の繰入の特例に關  
する法律の一部を改正する法律案  
漁船再保険特別会計に關する特殊保  
險及び給付保険の再保険事業につい  
て生じた損失をうめるための一般会  
計から繰入る繰入金に關する法律案  
彌添価格安定法の一部を改正する法  
律案

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号 議長報告

昭和三十三年三月二十日 衆議院會議録第十八号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

三三二

定價一部

十五円

(租) 郵費 二十円  
(配送料) 共

発行所

東京都新宿区市合本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段(四三)一五